

小松基地周辺の騒音対策

平成 21 年 3 月

石川県環境部

目 次

1	序論	1
2	小松空港の概要及び沿革	1
3	小松基地周辺の騒音対策に関する基本協定書	6
	(1) 「10・4 協定」	6
	(2) 航空機騒音に係る環境基準	7
4	小松基地周辺の騒音対策	8
	(1) 騒音対策の概要	8
	(2) 住宅防音工事の実施状況	8
	(3) 補償等の対策	12
5	平成 19 年度航空機騒音調査	14
	(1) 調査概要	14
	(2) 調査結果	17
6	今後の課題	24
	(1) 住宅防音工事の充実	24
	(2) 環境基準達成の方途	24

資 料 編

1	航空機騒音に係る環境基準について(昭 48.12.27、環告第 154 号)	26
2	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(抄)	30
3	国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律(抄)	36
4	小松基地騒音防止対策協議会要綱	39
5	航空機騒音公害に係る訴訟	40
6	その他	42

付 図

航空機騒音測定地点図

1 序論

小松空港においては現在、民間航空の大型ジェット旅客機のほか航空自衛隊小松基地のジェット戦闘機等が離着陸しており、それらによる騒音の影響範囲は小松市をはじめ周辺 5 市町に及んでいる。特に、ジェット戦闘機については騒音レベルが高いためその影響も深刻であり、昭和 49 年のファントム配備計画に対する配備差し止め訴訟にみられるような住民運動も起こるなど県内における大きな環境問題となっている。

この間、国においては独自に航空機騒音対策として基地周辺の学校等公共施設の防音工事を進めてきていたが、昭和 50 年 10 月に県及び周辺 8 市町村（市町村合併により現在 5 市町）と防衛施設庁との間で環境基準の達成等 5 項目の合意事項を盛りこんだ「小松基地周辺の騒音対策に関する基本協定書」（以下「10・4 協定」という。）が締結され、新たに行政全体として騒音対策に取り組むこととなった。それ以降、「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律」（以後「生活環境整備法」と略す。）に基づく一般住宅の防音工事を中心として種々の対策がとられてきた。

特に住宅防音工事については、助成区域となる第一種区域の指定に係る基準が法改正により 85WECPNL から 80 さらには 75 と順次引き下げられてきたことに加えて、「10・4 協定」に基づく国、県及び関係市町の三者共同測定結果により区域の見直しが行われるなど、工事対象区域が拡大される方向で進んできており、さらに全室防音工事や空気調和機器機能復旧工事などが実施されるなど、対策としてより充実されつつある。

2 小松空港の概要及び沿革

小松空港は、総面積 4,397,259 m²のうち 3,922,668 m²を防衛省が、474,591m²を国土交通省がそれぞれ所管する共用空港で、空港管理者は防衛大臣である。

運航している航空機のうち、基地に配備されている自衛隊機は、戦闘機(F15J(2 飛行隊))、練習機(T-4)、ヘリコプター(UH-60J)及び捜索機(U125A)の各機種である。なお、昭和 51 年から配備されていた F4EJ ファントムについては、平成 8 年度末に F15J イーグルに変更配備された。

一方、民間航空については、国内線では現在、東京便(11 往復/日)、福岡便(2 往復/日)、札幌便(1 往復/日)、仙台便(1 往復/日)、那覇便(1 往復/日)、成田便(1 往復/日)と 6 路線が運航している。また、国際線としては、旅客便が上海(4 往復/週)、台北(2 往復/週)及びソウル(4 往復/週)、貨物便はルクセンブルグ(3 往復/週)が運航しているほか、これまで台湾、中国、ハワイ、グアム、イタリア、タイ等世界各地へチャーター便が就航している。

空港の建設以来、現在に至るまでの経緯

- 昭和 18 年 4 月 : 旧日本海軍基地として着工
- 19 年 11 月 : 東西 1,500m、南北 1,700m(それぞれ幅 100m)の滑走路完成、海軍攻撃隊 2 個中隊常駐
- 20 年 11 月 : 終戦で米軍に接收、補助レーダー基地となる
- 22 年 10 月 : 航空保安部小松支所開設、協力業務実施
- 30 年 7 月 : 日本ヘリコプター輸送(株)により、小松 - 大阪定期便就航(最初の定期便)
- 31 年 4 月 : 同小松 - 名古屋 - 東京定期便就航
- 33 年 2 月 : 米軍接收解除、航空自衛隊小松派遣隊駐屯
- 34 年 6 月 : 航空自衛隊小松基地隊発足
- 35 年 4 月 : 航空自衛隊小松基地として整備工事着手(総工費 20 億円 面積 396 万 m²)
- ” : 防衛、運輸事務次官両者による「小松飛行場に関する協定」締結、民航と自衛隊相互の円滑な運用の協定確立
- 35 年 6 月 : 工事完成、滑走路 2,400m となる
- ” : 小松空港協議会発足
- 36 年 7 月 : 中部方面航空隊に 6 航空隊が編成され、小松基地として発足。F86F 戦闘機 25 機編成の第 4 飛行隊など配備
- 36 年 12 月 : 小松飛行場を航空法第 56 条の 5 に基づく「公共用の施設」として告示(正式に自衛隊と民間航空との共用飛行場となる。)
- 38 年 7 月 : 全日空、小松 - 東京直行便就航
- 39 年 9 月 : FI04J 機導入のための滑走路延長工事完成、滑走路 2,700m となる
- 39 年 12 月 : 民航エプロン 14,000 m²(70m×200m)の拡張工事完了
- ” : 防衛庁経理局長、運輸省航空局長両者の間に「小松飛行場の民間航空用施設の整備に関する協定」成立
- 40 年 2 月 : 全日空、小松 - 名古屋便就航(昭和 50 年 12 月休止)
- 40 年 3 月 : FI04J 戦闘機 20 機編成の第 205 飛行隊配備
- 41 年 3 月 : 民航平行誘導路 800m 完成
- 41 年 12 月 : 民航平行誘導路 1,600m 延長工事完了
- 42 年 6 月 : 全日空、小松 - 札幌季節便(アカシア便)就航(昭和 51 年 12 月 通年化)
- 43 年 7 月 : 飛行場用地 334,800 m²が防衛庁から民航専用施設用地として、運輸省行政財産に所管換えされる
- 44 年 10 月 : 民航平行誘導路 2,400m の延長工事完成
- 48 年 10 月 : B737 型機用の滑走路、エプロンのかさ上げ拡張工事完成
- 48 年 11 月 : 小松 - 東京間に B737 型機就航(ジェット化)
- ” : 小松空港から最初の国際チャーター便香港へ運航
- 49 年 6 月 : 「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律」施行

- 昭和 50 年 7 月 : F86F 戦闘機編成の第 4 飛行隊解隊
- 50 年 9 月 : 小松、加賀両市の住民 12 名が、国を相手に「ファントム等ジェット戦闘機騒音公害差し止め請求訴訟」提訴(第 1 次訴訟)
- 50 年 10 月 : 防衛施設庁、県、関係 8 市町村の間で、10・4 協定(基本協定)を締結
- " : 名古屋防衛施設局と小松市、加賀市の間で、それぞれ 10・4 協定(個別協定)を締結
- " : 小松 - 東京間及び小松 - 新潟 - 札幌間に、B-727 型機就航
- " : 住宅防音工事始まる
- 51 年 5 月 : 小松基地騒音防止対策協議会発足、第 1 回協議会開催
- " : 10・4 協定に基づき、国、県、関係市町村の三者共同による騒音常時測定始まる
- 51 年 10 月 : F4EJ 型機(ファントム戦闘機)18 機編成の第 303 飛行隊発足
- 52 年 3 月 : 小松 - 東京間に L-1011(トライスター306 人乗り)就航(54 年 11 月全便化)
- 52 年 8 月 : 騒音コンター見直し調査等に関し、小松基地騒音防止対策協議会開催
- 52 年 10 月 : 運輸省において、「小松飛行場民航地域整備基本計画」策定
- 53 年 3 月 : 小松 - 福岡便就航
- 53 年 9 月 : 第一種区域(85WECPNL 以上の区域)の指定に関し、小松基地騒音防止対策協議会開催
- 53 年 12 月 : 小松空港国際空港化推進協議会発足
- " : 防衛施設庁、小松基地に関し、第一種区域等指定告示
- 54 年 7 月 : 検疫飛行場の指定、新潟検疫所伏木富山支所小松空港出張所開設
- " : 空港運用時間を 10 時間(8:30 ~ 18:30)から 13 時間(8:00 ~ 21:00)に延長
- 54 年 8 月 : 第一種区域の拡大等に関し、小松基地騒音防止対策協議会開催
- 54 年 9 月 : 総理府令改正により第一種区域が 80WECPNL 以上の区域に拡大
- 54 年 12 月 : 新潟 - 小松 - ソウル間に日韓定期航空路週 2 便が開設
- 55 年 4 月 : 小松 - 東京間に B-747SR(スーパージャンボ 500 人乗り)就航
- " : 大阪税関七尾税関支署小松空港出張所及び動物検疫所名古屋支所小松出張所開設
- 55 年 6 月 : 第一種区域の追加指定(80WECPNL 以上の区域)に関し、小松基地騒音防止対策協議会開催
- 55 年 9 月 : 防衛施設庁、小松基地に関し、第一種区域の追加指定告示
- 56 年 1 月 : 出入国港の指定
- 56 年 6 月 : F4EJ 型機(ファントム戦闘機)18 機編成の第 306 飛行隊発足
(FI04J 第 205 飛行隊解隊)
- 56 年 9 月 : 小松空港新ターミナルビル完成
- 56 年 12 月 : 総理府令改正により第一種区域が 75WECPNL 以上の区域に拡大
- 57 年 3 月 : 第一種区域の追加指定(75WECPNL 以上の区域)に関し、小松基地騒音防止対策協議会開催
- 57 年 6 月 : 防衛施設庁、小松基地に関し、第一種区域の追加指定告示

- 昭和 58 年 3 月 : 小松、加賀両市と根上、寺井両町の住民 318 人が国を相手に「ファントム戦闘機離陸等差し止め等請求訴訟」第 2 次訴訟提訴
- 59 年 5 月 : 第一種区域等の見直し指定に関し、小松基地騒音防止対策協議会(幹事会)開催
- 59 年 7 月 : 小松 - 仙台便(YS11)就航(60 年 7 月 ジェット化 B-737)
- 59 年 12 月 : 防衛施設庁、小松基地に関し第一種区域等の変更指定告示
- 60 年 11 月 : 防衛施設庁、県及び関係市町に対し、61 年 11 月から第 303 飛行隊の機種を F4EJ から F15J イーグルへ順次更新する旨の申入れ
- 61 年 4 月 : 住宅防音工事の促進等について、小松基地騒音防止対策協議会開催
- 61 年 5 月 : 小松基地周辺の生活環境保全対策と財政措置の強化に関して、防衛施設庁、大阪防衛施設局名古屋防衛施設支局へ要望書提出
- 61 年 10 月 : 日本航空、小松一東京間就航(ダブルトラッキング)
- 61 年 11 月 : F15J イーグル 4 機、第 303 飛行隊に編入配備(62 年 12 月 F15J 18 機 配備完了)
- 平成 3 年 3 月 : 小松基地騒音差止等請求訴訟 金沢地方裁判所で判決
- 3 年 6 月 : 小松 - 那覇便(B-737、130 人乗り)就航
- 3 年 7 月 : 日本エアシステム、小松一東京間就航(トリプルトラッキング)
- 3 年 11 月 : 小松 - 広島便(ジェットストリーム スーパー31、19 人乗)就航(14 年 4 月廃止)
- 6 年 7 月 : 小松 - ルクセンブルグ便(B747-400F、貨物専用便)就航
- 6 年 12 月 : 小松空港が輸入促進地域(FAZ)に指定
- ” : 小松基地騒音差止等請求訴訟(第 1 次、第 2 次訴訟)、名古屋高等裁判所金沢支部で判決(平成 7 年 1 月 判決確定)
- 7 年 1 月 : 大阪防衛施設局、県及び関係市町に対し、平成 7 年度から 8 年度にかけて第 306 飛行隊の機種を F4EJ(ファントム)から F15J(イーグル)へ更新する旨、申入れ
- 7 年 2 月 : 小松基地周辺の航空機騒音の状況について、小松基地騒音防止対策協議会開催
- 7 年 11 月 : 小松 - 鹿児島便(B-737、126 人乗り)就航(16 年 11 月廃止)
- 7 年 12 月 : 小松、加賀両市と根上、寺井両町の住民 1,653 人が国を相手に「小松基地戦闘機離着陸差し止め等請求訴訟」(第 3 次訴訟)を提訴
- 8 年 5 月 : 小松、加賀両市と根上、寺井両町の住民 148 人が国を相手に「小松基地戦闘機離着陸差し止め等請求訴訟」(第 4 次訴訟)を提訴
- 8 年 9 月 : 小松 - 岡山便(SAAB340B、36 人乗り)就航(10 年 6 月廃止)
- 8 年 11 月 : 小松 - 出雲便(ジェットストリーム スーパー31、19 人乗り)就航(13 年 4 月廃止)
- 9 年 3 月 : 第 306 飛行隊 F15J への更新を完了
- 9 年 12 月 : 小松 - 高松便(SAAB340B、36 人乗り)就航(11 年 6 月廃止)
小松 - 松山便(SAAB340B、36 人乗り)就航(11 年 6 月廃止)
- 12 年 3 月 : 小松空港前の県道 4 車線化に伴う防音堤の一部撤去工事開始(12 年 12 月完了)
- 12 年 7 月 : 空港運用時間を 13 時間(8:00~21:00)から 14 時間(7:30~21:30)に延長
- 13 年 10 月 : 小松 - 福岡便、1 日 1 往復増便で 1 日 3 往復となる。

- 平成 14 年 3 月 : 小松基地騒音差止等請求訴訟(第 3 次、第 4 次訴訟)、金沢地方裁判所で判決
- 14 年 4 月 : 大阪防衛施設局から小松市及び加賀市に対し、両市と個別に締結した 10・4 協定
(個別協定)に基づく飛行制限について、一部緩和を申し入れ
- 14 年 11 月 : 飛行制限の一部緩和について、小松基地騒音防止対策協議会開催
- 14 年 12 月 : 大阪防衛施設局、小松市及び加賀市は、飛行制限の一部緩和を内容とする 10・4
協定(個別協定)の変更協定を締結
- 15 年 3 月 : 仮滑走路整備工事着手(16 年 12 月工事完成)
- 15 年 4 月 : 日本航空と日本エアシステムの統合により、日本エアシステム便は全て日本航空
便となる。
- 16 年 10 月 : 現滑走路整備工事着手
- 16 年 11 月 : 小松 - 成田便(CRJ、50 人乗り)就航
: 小松 - 上海便(A320、156 人乗り)就航
- 17 年 2 月 : 市町村合併により、松任市及び美川町が白山市に、根上町、寺井町及び辰口町が
能美市となる。
- 17 年 3 月 : 仮滑走路供用開始、本滑走路嵩上げ工事開始
- 17 年 8 月 : 小松 - ルクセンブルグ国際貨物定期便、週 1 往復(木曜日)運休で週 4 往復とな
る。
- 17 年 12 月 : 小松 - 上海国際定期便、週 1 往復増便で週 3 往復となる。
- 18 年 3 月 : 小松 - ソウル国際定期便(日本航空便)運休
: 大韓航空による小松 - ソウル国際定期便就航(ボーイング 737-900、187 人乗り、
週 4 往復)
- 18 年 10 月 : 小松 - ルクセンブルグ国際貨物定期便、週 1 往復(金曜日)運休で週 3 往復とな
る。
- 18 年 12 月 : 滑走路嵩上げ工事完成に伴い、本滑走路供用開始(仮滑走路は閉鎖)
- 19 年 4 月 : 小松基地騒音差止等請求訴訟(第 3 次、第 4 次訴訟)名古屋高等裁判所金沢支部
で判決(平成 19 年 5 月判決確定)
- 19 年 5 月 : 在日米軍再編に係る日米共同訓練(タイプ)の実施(嘉手納第 18 航空団の F
15 戦闘機 5 機参加)
: 国内貨物上屋移転新築工事竣工
- 19 年 10 月 : 小松 - 福岡便、減便により通年 1 日 2 往復となる。
- 19 年 12 月 : エプロンの拡幅工事完成(6 機駐機可能)
- 20 年 4 月 : 小松 - 上海国際定期便、週 1 往復増便で週 4 往復となる。
- 20 年 6 月 : 小松 - 台北便(MD90、134 人乗り)就航
- 20 年 12 月 : 在日米軍再編に係る日米共同訓練(タイプ)の実施(三沢第 35 航空団の F 16
戦闘機 6 機参加)
: 小松市、加賀市、能美市の住民 2121 人が国を相手に「小松基地戦闘機離着陸差
し止め等請求訴訟」(第 5 次訴訟)を提訴

3 小松基地周辺の騒音対策に関する基本協定書

(1) 「10・4 協定」

昭和 50 年 6 月に防衛施設庁（現防衛省）は、「生活環境整備法」に基づき騒音対策を講ずる対象となる第一種～第三種区域の線引き（騒音コンター）の案を地元を示したが、県と小松市など関係市町村がこの騒音コンター案に対する意見を示すに際して、さらに積極的な騒音対策を施すべく環境基準の達成、測定体制の整備、住宅防音工事の早期実施などを強く要望したため、当時のファントム配備問題とも絡んで国と地元との折衝が繰返された。その結果、昭和 50 年 10 月 4 日に国、県並びに小松市、加賀市、松任市、根上町、寺井町、辰口町、川北村及び美川町の 8 市町村（現在、小松市、加賀市、白山市、能美市及び川北町の 5 市町）の間で「小松基地周辺の騒音対策に関する基本協定書」（いわゆる「10・4 協定」）が締結され、このなかの合意事項に基づいて以後周辺対策が進められることとなった。

（なお、この際、名古屋防衛施設局は、小松市、加賀市とそれぞれ個別に飛行の方法等についての協定を締結している。）

また、昭和 51 年には、同協定に基づき協定当事者間による「小松基地騒音防止対策協議会」が発足し協定の履行を図るための体制が確立される一方、国、県、関係市町村による共同の騒音調査（三者共同測定）が開始された。その後毎年、協議会あるいはその下部機構である幹事会が開催され、騒音測定計画の立案や測定結果による騒音コンターの見直し等が行われるなど、

小松基地周辺の騒音対策に関する基本協定書

（昭和 50 年 10 月 4 日）

防衛施設庁と石川県、小松市、加賀市、松任市、根上町、寺井町、辰口町、川北村及び美川町は、小松基地周辺の生活環境の確保を図る上で騒音の防止が極めて重要であることを認識して、小松基地周辺の騒音対策を積極的に推進するため、その基本的事項に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 公害対策基本法第 9 条に基づく昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号「航空機騒音に係る環境基準について」に従って公共用飛行場の区分第 2 種 B について定められている期間内に速やかに環境基準の達成を期する。
なお、年次計画については、次項に掲げるもののほか、音源対策、運用対策及び周辺対策を総合勘案する必要があるため、引き続き検討し、協議を続けることとする。
- 2 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第 4 条に規定する住宅防音工事及び同法第 5 条に規定する移転の補償については、現行法令に定める第 1 種区域及び第 2 種区域内について、それぞれ昭和 53 年度を完了予定とする。
- 3 基地周辺における騒音の測定は、常時実施するものとし、その管理は、国、県及び市町村共同で行う。
- 4 前項調査の結果に基づいて、少なくとも年 1 回騒音コンターの見直しを行う。
- 5 障害防止工事は、国が原因者であるとの認識のもとに実施するものとし、障害防止の機能回復に必要な施設の更新に要する経費については、国が措置するとともに、維持管理費の拡大に努める。

なお、この項目の具体的な裏付けに関しては、具体的条件の回答でなすものとする。

騒音対策の推進が図られてきている。

(2) 航空機騒音に係る環境基準

航空機から発生する騒音はそのレベルが高く、またその影響が広範囲に及ぶため、騒音被害を防止するについては発生源対策のほか周辺対策、土地利用対策など総合的施策が求められる。そのため国においては関連諸施策を推進するに際しての共通の目標になるものとして、「航空機騒音に係る環境基準」(昭和48年12月環境庁告示)を設定しており、その基準及び達成期間は表-1のとおりである。なお、このなかで、総合的施策を講じて定められた期間内に基準達成が困難な地域においては、家屋の防音工事等により基準達成と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、基準の速やかな達成を期するものとされている。

小松空港については「10・4協定」のなかで公共用飛行場第二種空港Bに準ずるものとされており、国では昭和58年の環境基準達成期限を目途に、年次的に音源対策や周辺対策を進めてきたところであるが、「生活環境整備法」に基づく住宅防音工事対象地域の第一種告示区域が59年に拡大見直しされたことから、引き続き周辺対策を実施している。県では、周辺5市町と協力しながら、対策の早期実施や全室防音化等質的向上を国へ要望してきている。

表-1 航空機騒音に係る環境基準について

(昭和48年12月27日環境庁告示第154号から抜粋)

環境基準

地域の類型	基準値 (単位: WECPNL)
	70 以下
	75 以下

(備考) 類型 専ら住居の用に供される地域

類型 I 以外の地域であって、通常的生活を保全する必要がある地域

達成期間

飛行場の区分				達成期間	改善目標
新設飛行場				直ちに	
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの				
	第二種空港(福岡空港を除く。)	A	ジェット機以外のみ就航	5年以内	
		B	ジェット機のみ就航	10年以内	5年以内に、85WECPNL未滿とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。
新東京国際空港					
第一種空港(新東京国際空港を除く。)及び福岡空港				10年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、85WECPNL未滿とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。 2 10年以内に、75WECPNL未滿とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること。

(備考)自衛隊等が使用する飛行場の周辺においては、上表に準じて維持達成を図ることとされている。

4 小松基地周辺の騒音対策

(1) 騒音対策の概要

航空機騒音対策としては、音源そのものを規制する発生源対策と、騒音が受音者に到達するまでにそれを軽減し被害の防止を図るための周辺対策及び被害が発生した場合の補償等救済対策に大別され、具体的対策についてはおよそ図 - 1 のような体系にまとめることができる。

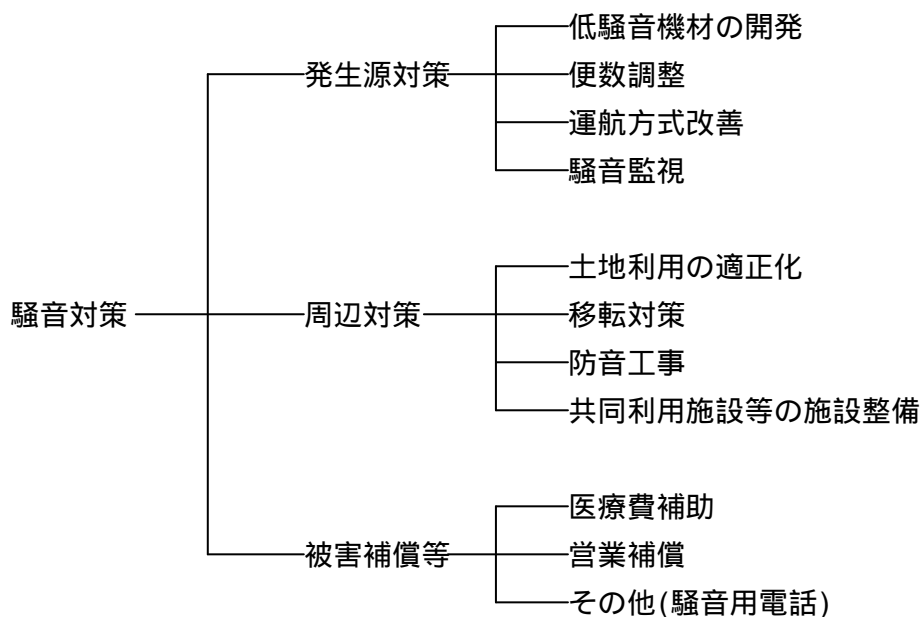


図-1 航空機騒音対策の概要

このうちの発生源対策としては、小松空港においての主たる発生源が自衛隊機であることから民航機のように低騒音機材を導入することが困難なため、日曜・祭日における飛行自粛や離着陸時の飛行方法の改善についての配慮が行われている。

そのほか、現在小松空港においては当面の対策として「生活環境整備法」に基づく住宅防音工事や移転補償等の周辺対策が進められているところである。

(2) 住宅防音工事の実施状況

小松空港周辺の住宅防音工事は昭和 50 年度より国によって実施されているが、その後「生活環境整備法」の数回の改正により防音工事の対象となる騒音の基準が、昭和 53 年には 85WECPNL、昭和 55 年には 80WECPNL、さらに昭和 57 年には 75WECPNL と下げられてきたため、対策区域も年々拡大してきた。また、昭和 59 年には対策区域の見直しが行われ、新たに寺井町など 3 町の一部が追加されたことにより対策区域はさらに拡大されることとなった。

平成 19 年 12 月末現在の「新規防音工事」及び「追加防音工事」の進捗状況は表 - 1、2 に示すとおりである。

平成 8 年度からは住宅防音工事の対象となっていなかった住宅に対する「特定住宅防音工

事」が、平成 11 年度からは「建替防音工事」、「工法是正工事」及び「防音区画改善工事」が、平成 14 年度から「外郭防音工事」が発足しており、その実績を表 - 3、4、5、6 に示す。

また、住宅防音工事により設置された空気調和機器の機能復旧工事、並びに、住宅防音工事済生活保護世帯に対する電気代の助成制度(空気調和機器稼働費助成事業)が平成元年度に、機能が損なわれている防音建具の機能復旧工事が平成 11 年度に発足し、制度の充実が図られた。それらの実績を表 - 7、8 に示す。

表 - 1 新規防音工事実施状況(平成20年12月末現在)

(単位:世帯)

区分 市町名	旧第一種区域(80WECPNL以上)					第一種区域(75~80WECPNL)					合計(第一種区域75WECPNL以上)							
	区内 全世帯 数	平成19年度 まで		平成20年度		区内 全世帯 数	平成19年度 まで		平成20年度		区内 全世帯 数	平成19年度 まで		平成20年度				
		工事 完了 A	進捗 率 (%)	工事 完了 又は 交付 決定 済 B	累 計 C=A+B		進 捗 率 (%)	工事 完了 A	進 捗 率 (%)	工事 完了 又は 交付 決定 済 B		累 計 C=A+B	進 捗 率 (%)	工事 完了 A	進 捗 率 (%)	工事 完了 又は 交付 決定 済 B	累 計 C=A+B	進 捗 率 (%)
小松市	6,215	6,111	98.3	6	6,117	98.4	4,777	4,578	95.8	1	4,579	95.9	10,992	10,692	97.3	7	10,699	97.3
加賀市	540	539	99.8	1	540	100.0	1,108	1,106	99.8	2	1,108	100.0	1,648	1,645	99.8	3	1,648	100.0
能美市	1,048	1,044	99.6	0	1,044	99.6	2,737	2,579	94.2	1	2,580	94.3	3,785	3,623	95.7	1	3,624	95.7
川北町							122	108	88.5	0	108	88.5	122	108	88.5	0	108	88.5
計	7,803	7,694	98.6	7	7,701	98.7	8,744	8,371	95.7	4	8,375	95.8	16,547	16,068	97.1	11	16,079	97.2

(注)・新規防音工事は、初めて行う住宅防音工事のことで、2居室以内を対象としている。

・区域内全世帯数(当面防音工事を希望しない世帯も含む。)は、区域指定の際の居住世帯の概数である。

なお、区域指定当時に空家等の家屋がその後住宅として居住され、防音工事を実施した世帯もあるため、実施累計が区域内全世帯数を上回る市町については実施累計を区域内全世帯数とした。

・特定住宅防音工事、建替防音工事、工法是正工事及び防音区画改善工事を除く。

・一挙防音工事を含む。

・当面防音工事を希望しない世帯を除き、工事希望世帯は全て完了している。

表 - 2 追加防音工事実施状況

平成20年12月末現在(単位:世帯)

区分 市町名	平成19年度までに 工事完了 A	平成20年度	
		工事完了又は 交付決定済 B	累 計 C = A + B
小松市	7,690	16	7,706
加賀市	1,447	1	1,448
能美市	2,680	4	2,684
川北町	93	0	93
計	11,910	21	11,931

(注)・追加防音工事は、新規防音工事を実施した住宅を対象に、世帯人員に応じ5居室を限度として、

家族数+1居室から新規防音工事で実施した居室数を除いた居室数までを対象とした工事。

・一挙防音工事を含む。建替追加防音工事、特定追加防音工事は含まない。

表 - 3 特定住宅防音工事実施状況

平成20年12月末現在（単位：世帯）

市町名	区分	平成19年度までに 工事完了 A	平成20年度	
			工事完了又は 交付決定済 B	累 計 C = A + B
小 松 市		676	1	677
加 賀 市		56	0	56
能 美 市		126	0	126
計		858	1	859

(注)・特定住宅防音工事は、第一種区域の指定基準の段階的な改正によるドーナツ化に対応した防音工事。

- ・特定住宅防音工事に係る新規防音工事・追加防音工事・一挙防音工事の合計を示す。特定外郭防音工事は含まない。

表 - 4 建替防音工事実施状況

平成20年12月末現在（単位：世帯）

市町名	区分	平成19年度までに 工事完了 A	平成20年度	
			工事完了又は 交付決定済 B	累 計 C = A + B
小 松 市		188	25	213
加 賀 市		49	3	52
能 美 市		91	7	98
川 北 町		0	0	0
計		328	35	363

(注)・建替防音工事は、既に所在する住宅で、過去に防音工事の助成を受け、その後建て替えられる住宅又は建て替えられた住宅のうち、防音工事完了後10年以上経過した住宅が対象。建替外郭防音工事は含まない。

表 - 5 工法是正工事及び防音区画改善工事実施状況

平成20年12月末現在（単位：世帯）

市町名	区分	平成19年度までに 工事完了 A	平成20年度	
			工事完了又は 交付決定済 B	累 計 C = A + B
小 松 市		81 (1)	0 (0)	81 (1)
加 賀 市		0 (0)	0 (0)	0 (0)
能 美 市		106 (1)	0 (0)	106 (1)
計		187 (2)	0 (0)	187 (2)

(注)・工法是正工事は、過去に 工法で実施した住宅(室)を 工法に是正する工事
 ・()内は、防音区画改善工事の内数で、バリアフリー対応住宅又はフレックス対応住宅を対象に可能な限り家屋の外部で行う防音工事

表 - 6 外郭防音工事実施状況

平成20年12月末現在（単位：世帯）

区分 市町名	平成19年度までに 工事完了 A	平成20年度	
		工事完了又は 交付決定済 B	累 計 C = A + B
小 松 市	364	69	433
加 賀 市	39	21	60
計	403	90	493

（注）・家屋全体を一つの区画とし、その外郭について、実施する防音工事で85W以上の区域に所在する住宅が対象。建替外郭防音工事を含む。

表 - 7 空気調和機器及び防音建具の機能復旧工事実施状況

平成20年12月末現在（単位：世帯）

区分 市町名	平成19年度までに 工事完了 A	平成20年度	
		工事完了又は 交付決定済 B	累 計 C = A + B
小 松 市	9,425 (626)	525 (236)	9,950 (862)
加 賀 市	1,690 (175)	97 (42)	1,787 (217)
能 美 市	2,354 (82)	152 (66)	2,506 (148)
川 北 町	94 (0)	13 (0)	107 (0)
計	13,563 (883)	787 (344)	14,350 (1,227)

（注）・空気調和機器機能復旧工事の対象機器は、設置後10年以上を経過し、稼働不能又は故障している機器

・（ ）内は、防音建具機能復旧工事の内数で、対象は、設置後2年以上を経過し、機能が損なわれている防音建具に対する復旧工事

表 - 8 空気調和機器稼働費助成事業実施状況

（単位：世帯）

市 町 名	平成19年度実績
小 松 市	14
加 賀 市	0
能 美 市	2
計	16

（注）・空気調和機器稼働費助成事業は、住宅防音工事済住宅に居住する生活保護世帯を対象に、空気調和機器の稼働に伴う電力量料金を助成

(3) 補償等の対策

「生活環境整備法」では住宅防音工事の助成のほか、家屋移転補償や民生安定施設の助成等が規定されており、小松空港周辺においてもそれに基づいた対策が実施されている。それらの実績を表 - 9、10、11 に示す。

表 - 9 建物移転補償（第二種区域90WECPNL以上）

（単位：戸数）

市町名	全戸数	平成18年度まで		平成19年度実績		平成20年度以降
		戸数 A	進捗率 (%)	戸数 B	累計 C=A+B	
小松市	771	562	72.9%	4	566	73.4%

表 - 10 学習等供用施設整備状況

（単位：施設）

市町名	平成19年度までの整備数	左のうち県費上積助成分	平成20年度整備計画数	合計
小松市	86	82	0	86
加賀市	15	13	0	15
白山市	7	6	0	7
能美市	22	20	0	22
川北町	3	3	0	3
計	133	124	0	133

- （注）・学習等供用施設は、一般住民が学習、保育等の用に供する施設のことである。（例 公民館）
 ・復旧事業は、計画数に数えない（新規事業のみ）
 ・県費上積み助成（新規）は、昭和49年度から実施しており、平成19年度末までに県費助成の累計は971,020千円である。
 ・このほか、平成7年度から学習等供用施設の改修が国庫補助対象となり、県でも上積み助成を行っている。平成19年度までの県費上積み助成額は、57件、94,281千円である。

表 - 11 小松基地周辺対策事業等実績（平成19年度）

事項別	金額 (千円)	対象地方公共団体						備考
		県	小松市	加賀市	白山市	能美市	川北町	
障害防止 (法第3条)	955,418							学校関連維持費を含む。
住宅防音 (法第4条)	1,496,136							復旧、稼働、特定住宅防音、建替防音、工法是正及び区画改善費を含む。
民生安定助成 (法第8条)	1,469,273							有線ラジオ、学習等供用施設、道路、放送受信料助成等。 (防音助成を含む)
調整交付金 (法第9条)	400,401							再編交付金を含む
移転措置 (法第5条)	2,014,521							不動産購入費、移転等補償費
計	6,335,749							

- （注）・「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に規定されている助成等を表す。
 ・金額に法人関係を含む。千円未満は四捨五入した。
 ・学校関連維持費には事務費は含まない。

(参考) 住宅防音工事の概要

工 事 名	事 業 概 要										
新規防音工事	補助の対象とする住宅の世帯の人員に拘らず2居室までを対象とする防音工事										
追加防音工事	<p>世帯の人員に応じて、次表に掲げる居室数から既に新規防音工事を実施した居室数を減じた居室数以内を対象とする防音工事</p> <table border="1" data-bbox="432 488 1350 555"> <tr> <td>世帯人員</td> <td>1人</td> <td>2人</td> <td>3人</td> <td>4人以上</td> </tr> <tr> <td>居室数</td> <td>2居室</td> <td>3居室</td> <td>4居室</td> <td>5居室</td> </tr> </table>	世帯人員	1人	2人	3人	4人以上	居室数	2居室	3居室	4居室	5居室
世帯人員	1人	2人	3人	4人以上							
居室数	2居室	3居室	4居室	5居室							
一挙防音工事	防音工事を実施していない住宅を対象とする防音工事で、世帯の人員に応じて、追加防音工事の表に掲げる居室数以内の居室を対象とする防音工事										
特定住宅防音工事	<p>いわゆる「ドーナツ現象^{*注1}」と称される住宅に対する防音工事 85W以上の区域、80W以上85W未満の区域、75W以上80W未満の区域のそれぞれの区域において、下記に示す期間に建設された住宅が対象</p> <p>85W以上区域：昭和53年12月29日以降昭和59年12月20日まで 80W以上85W未満区域：昭和55年9月11日以降昭和59年12月20日まで 75W以上80W未満区域：昭和57年6月29日以降昭和59年12月20日まで</p> <p>*注1 ドーナツ現象 第一種区域の指定が住宅防音工事の進捗状況を踏まえ、同区域の指定基準値を段階的に改正(当初85W、次に80W、現在75W)しながら指定してきたこと等から、住宅の建設時期が同一、若しくは、それ以前のものであっても区域によっては対象とならないという現象</p>										
建替防音工事	防音工事の助成を受け、10年経過し建て替えられた住宅(建替前住宅との間に代替性、継続性が認められる場合に限る)を対象とする防音工事										
工法是正工事	現在の第1工法の防音工事区域において、過去に新規防音工事を第2工法で実施された住宅を対象とする第1工法による是正工事										
防音区画改善工事	<p>バリアフリー-対応住宅^{*注2}、フレックス対応住宅^{*注3}等を対象に、対象居室(世帯人員が4人までは5居室、5人以上は世帯人員+1居室)の範囲内で住宅の外郭で行う防音工事</p> <p>*注2 バリアフリー-対応住宅 住宅内の段差等の障害を取り除いたり、又は廊下等に手すり等の補助器具を設置するなど障害者や高齢者等の生活等に配慮された様式の住宅</p> <p>*注3 フレックス対応住宅 浴室、便所、台所等の設備のある部分を除いた居室部分が、可動式の間仕切りにより区画され、家族構成あるいは生活様式の変化に伴って必要とする部屋が自由に変えられる様式の住宅</p>										
外郭防音工事	家屋全体を一つの区画とし、その外郭について実施する防音工事で、防音工事実施済住宅であるかどうか及び世帯人員にかかわらず、85W以上の区域に所在する住宅を対象として実施する防音工事										
空気調和機器機能復旧工事	防音工事により設置した空気調和機器であって、設置後10年以上を経過し、稼働不能又は故障している機器に対する復旧工事										
防音建具機能復旧工事	防音工事により外部開口部に設置した防音建具であって、設置後2年以上を経過し、機能が損なわれている防音建具に対する復旧工事										
空気調和機器稼働費助成事業	住宅防音工事実施済住宅に居住する生活保護世帯に対する防音工事により設置した空気調和機器の稼働に伴う電力量料金等の助成										

5 平成 19 年度航空機騒音調査

(1) 調査概要

ア 調査目的

小松基地周辺における航空機騒音の実態を把握し、騒音対策の一環として行われている住宅防音工事対象地域の見直し及び環境基準類型指定のための基礎資料を得ることを目的とする。

イ 調査期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

ウ 調査地点

常時測定点 5 地点、隔月等測定点 21 地点、計 26 地点(表 - 12 及び巻末付図参照)

エ 調査実施機関

金沢防衛事務所、石川県、小松市、加賀市、白山市、能美市、川北町

オ 使用機器

デジタル騒音計 17 台(表 - 12 参照)

リオン社製 NA-37	5 台
NA-36	10 台
NA-33	2 台

カ 測定方法等

「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 154 号)に準拠して行った。

なお、レベル設定は、識別装置付き騒音計については 70dB(A)以上の騒音を、その他の騒音計については 70dB(A)以上で 7 秒間以上継続した騒音を航空機騒音とし、騒音発生回数が「0」の日の扱いについては、便宜上 0 WECPNL として測定日数の中に入れ計算し、測定データは小松基地の飛行記録(飛行時間帯)と照合し、精度を高めた。

表 - 12 平成19年度航空機騒音測定地点等

(ア) 常時測定点

5地点

No	地点名	担当者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	3月	使用機器
①	小松市小島町	国												A-1
②	加賀市伊切町	"												A-2
③	加賀市片野町	"												A-3
4	加賀市潮津町	"												A-4
⑤	能美市粟生町	"												A-5

(イ) 隔月等測定点

21地点

No	地点名	担当者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	3月	使用機器
⑪	小松市高堂町	小松市												C-1
12	小松市平面町	"												"
⑬	小松市下牧町	県・小松市	注1											C-10
14	小松市白松町	小松市												C-2
15	小松市今江町南	"												C-3
16	小松市大領中町	"												"
⑰	小松市日未町	"												C-4
18	小松市串 町	"												"
⑲	小松市丸の内町	"												C-5
⑳	小松市佐美町	"												"
21	加賀市豊 町	加賀市												C-6
22	加賀市小塩辻町	"												"
23	能美市西任田町	能美市												C-7
24	能美市福島町	"												C-12
25	能美市吉原釜屋町	県												C-8
26	白山市美川和波町	"												"
27	能美市大長野町	"												C-9
29	能美市秋常町	"												"
30	能美市上清水町	"							注2					C-11
⑳	川北町壱ッ屋	"	注3											"
32	白山市安吉町	"											注4	"

(注) 1 注1はC-2、注2はC-9、注3はC-10、注4はC-8を使用した。

2 地点 欄の は、当該地点が「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条に規定する第一種区域内であることを示す。

(ウ) 測定地点

	地点名	所在地	施設名
①	小松市小島町	小松市小島町ホ45-1	小島町公民館
②	加賀市伊切町	加賀市伊切町ヲ174	伊切町老人集会場
③	加賀市片野町	加賀市片野町4の18番地1	片野町公民館
4	加賀市潮津町	加賀市潮津町口132	潮津保育所
⑤	能美市粟生町	能美市粟生町口45	能美市立粟生小学校
⑪	小松市高堂町	小松市高堂町口34番地	
12	小松市平面町	小松市平面町リ88番地2	平面地区学習等供用施設
⑬	小松市下牧町	小松市下牧町丙116番地	JA小松市牧支店
14	小松市白松町	小松市白松町2番地27	白松地区学習等供用施設
15	小松市今江町南	小松市今江町8丁目287番地	
16	小松市大領中町	小松市大領中町1丁目390番地1	大領中地区学習等供用施設
⑰	小松市日末町	小松市日末町46 - 1	日末地区学習等供用施設
18	小松市串 町	小松市串町6-5番地	串地区学習等供用施設
⑱	小松市丸の内町	小松市丸の内町1丁目150番地	丸の内地区学習等供用施設
⑳	小松市佐美町	小松市佐美町二28番地	佐美地区学習等供用施設
21	加賀市豊 町	加賀市豊町イ54-2	
22	加賀市小塩辻町	加賀市小塩辻町ケ99-4	
23	能美市西任田町	能美市西任田町イ33	西任田町学習等供用施設
24	能美市福島町	能美市福島町へ61	福島保育園
25	能美市吉原釜屋町	能美市吉原釜屋町イ22	吉原釜屋町学習等供用施設
26	白山市美川和波町	白山市美川和波町ワ	白山市立美川小学校
27	能美市大長野町	能美市大長野町口58-1	能美市立長野保育園
29	能美市秋常町	能美市秋常町チ115	能美市立すみれ保育園
30	能美市上清水町	能美市上清水町59	上清水公民館
⑳	川北町壺ツ屋	川北町壺ツ屋ヲ25-1	川北町立川北小学校
32	白山市安吉町	白山市安吉町116	社会福祉法人松南福祉会山島保育園

(工) 使用機器

No.	機 種	所有者
A-1	NA-36	国
A-2	NA-36	国
A-3	NA-35	国
A-4	NA-35	国
A-5	NA-35	国
C-1	NA-36	小松市
C-2	NA-33	小松市
C-3	NA-36	小松市
C-4	NA-36	小松市
C-5	NA-33	小松市

No.	機 種	所有者
C-6	NA-36	加賀市
C-7	NA-36	能美市
C-12	NA-36	能美市
C-8	NA-36	県
C-9	NA-36	県
C-10	NA-36	県
C-11	NA-36	県

(2) 調査結果

平成 19 年度における調査結果は表 - 13、14 のとおりである。また、経年変化は表 - 15 のとおりである。

表 - 13 平成 19 年度航空機騒音調査結果（平均値等による評価）

地点 NO	地点名	日WECPNL の年平均値 (ハ [*] ワ [*] 平均)	日WECPNL の80%レン ジの上端値	騒音レベル (dBA)の 年平均値 (ハ [*] ワ [*] 平均)	修正機数の 年平均値 (機/日)	週間WECPNL			
						週間 WECPNL の範囲	週回数	80以上の 出現回数	75～79の 出現回数
①	小松市小島町	82	88	90	47	58～87	44	26	10
		79				57～86			
②	加賀市伊切町	77	82	86	52	68～81	44	5	31
		77				66～83			
③	加賀市片野町	63	67	77	14	52～68	43	0	0
		68				62～78			
4	加賀市潮津町	63	67	77	12	37～66	43	0	0
		64				54～67			
⑤	能美市粟生町	64	67	78	15	50～69	43	0	0
		66				57～71			
⑪	小松市高堂町	69	74	82	24	61～72	19	0	0
		71				65～76			
12	小松市平面町	64	68	81	8	0～69	13	0	0
		64				59～69			
⑬	小松市下牧町	87	93	94	74	66～92	42	35	2
		86				66～93			
14	小松市白松町	66	71	80	13	60～68	12	0	0
		65				61～69			
15	小松市今江町南	61	65	76	8	0～68	20	0	0
		59				45～65			
16	小松市大領中町	66	70	79	15	49～70	24	0	0
		67				62～71			
⑰	小松市日未町	74	78	84	30	61～78	16	0	5
		72				49～77			
18	小松市串町	61	66	78	9	48～67	24	0	0
		65				59～73			
⑲	小松市丸の内町	84	89	91	70	69～87	16	11	3
		-				-			
⑳	小松市佐美町	83	88	91	54	75～86	20	15	5
		-				-			
21	加賀市豊町	56	61	76	6	45～60	15	0	0
		55				45～58			
22	加賀市小塩辻町	62	65	78	12	54～69	15	0	0
		61				55～65			
23	能美市西任田町	61	65	78	7	50～65	24	0	0
		65				49～72			
24	能美市福島町	63	68	81	7	44～69	20	0	0
		62				47～67			
25	能美市吉原釜屋町	63	68	80	6	53～68	20	0	0
		61				0～66			
26	白山市美川和波町	57	61	76	6	52～61	19	0	0
		59				54～63			
27	能美市大長野町	58	64	76	4	40～63	20	0	0
		59				47～64			
29	能美市秋常町	59	63	75	10	48～63	19	0	0
		63				49～69			
30	能美市上清水町	61	64	76	10	47～67	16	0	0
		60				43～65			
⑳	川北町壱ツ屋	63	66	77	10	51～70	20	0	0
		63				50～68			
32	白山市安吉町	57	61	74	5	42～63	19	0	0
		55				43～59			

注) 1. 表中 2 段の欄は 平成19年度分 である。
平成18年度分

- 環境基準値と比較する場合は、「日WECPNLの年平均値」で行う。なお、「日WECPNLの80%レンジの上端値」は、日データが100個あった場合の高い方から10番目のデータであり、防衛省の騒音コンターを求める際の基準となる方法による値とはほぼ同等と推定されている。
- 地点No欄の は、当該地点が「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条に規定する第1種区域内であることを示す。
- 週間WECPNLについては、測定日数4日未満の場合は評価の対象から除外した。

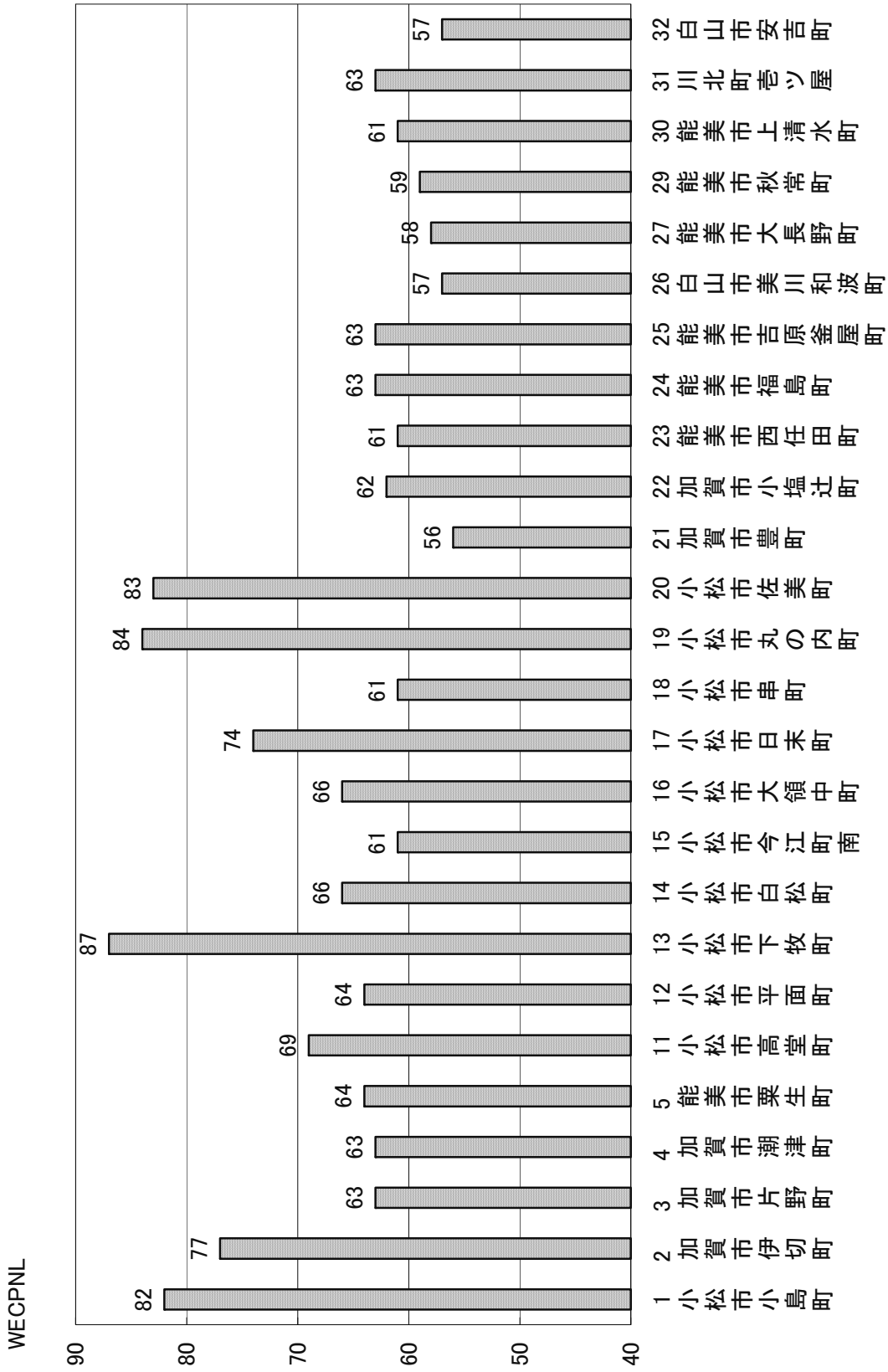


図-2 各測定点における騒音の評価値(日WECPNLの年平均値)

表-14 平成19年度航空機騒音測定結果(週間値)

地点	①	②	③	4	⑤	①	12	⑬	14	15	16	⑰	18	⑱	⑳	21	22	23	24	25	26	27	29	30	㉓	32		
	小松市小島町	加賀市伊切町	加賀市片野町	加賀市潮津町	能美市粟生町	小松市高堂町	小松市平面町	小松市下牧町	小松市白松町	小松市今江町南	小松市大領中町	小松市日末町	小松市串町	小松市丸の内町	小松市佐美町	加賀市豊町	加賀市小塩辻町	能美市西任田町	能美市福島町	能美市吉原釜屋町	白山市美川和波町	能美市大長野町	能美市秋常町	能美市上清水町	川北町荻ツ屋	白山市安吉町		
期間																												
4月	3~9	80	77	63	61	62		65	87		66		62		82		60	60			56	59			60	56		
	10~16	83	80	65	65	68		69	88		66		61		86		62	64			59	61			66	59		
	17~23	85	79	65	63	62		68	91		70		65		83		62	64			56	63			61	57		
	24~30	77	76	60	64	66		0	85		67		61		85		59	60			55	58			63	59		
5月	3~9	76	77	62	66	65	70		84		62		76		82		56			58	62			60	62			
	10~16	80	77	62	65	64	71		87		59		73		84		57			66	66			60	59			
	17~23	73	79	59	66	65	69		82		58		73		79		54			65	64			61	62			
	24~30	82	79	62	64	64	69		89		61		70		86		56			69	68			58	59			
6月	3~9	75	78	59	65	66		--	83	63		66		61		85		--	65			61	61			68		
	10~16	83	79	68	62	63		--	90	--		65		62		--		--	64			55	60			62		
	17~23	84	78	64	59	60		(54)	90	--		66		61		--		--	62			54	56			61		
	24~30	79	75	64	62	69		64	84	--		64		60		--		--	59			55	53			70		
7月	3~9	84	80	68	62	61	*67		90		61		75		85		--			60	60			57		50		
	10~16	75	75	64	58	65	70		83		55		67		78		--			51	53			60		58		
	17~23	77	78	62	65	68	72		82		60		74		79		--			56	56			63		62		
	24~30	82	77	63	63	63	68		87		58		73		84		--			65	65			56		55		
8月	3~9	82	75	61	63	61		61	88	--		64		58		82		--	62			58	48		58			
	10~16	64	72	57	57	52		0	72	--		49		52		75		--	52			52	42		47			
	17~23	76	74	59	62	67		63	83	--		61		58		83		--	65			59	63		67			
	24~30	84	74	60	61	62		61	89	--		62		58		81		--	59			57	48		59			
9月	3~9	85	78	63	62	61	72		--		66		78		85		52			64	62			55		61		
	10~16	87	81	64	62	58	66		(69)		67		74		87		56			66	65			51		52		
	17~23	84	80	62	62	60	71		90		68		76		85		57			65	63			59		58		
	24~30	84	77	66	60	60	66		90		58		69		85		57			64	65			56		57		
10月	3~9	87	75	64	57	58		--	92	68		67		59		79		59	56			52			55	49		
	10~16	86	76	63	56	55		--	90	68		67		60		78		61	57			54			53	42		
	17~23	83	77	62	61	61		--	86	65		66		61		82		59	60			58			57	57		
	24~30	79	77	64	60	62		--	87	64		65		66		80		60	57			57			58	54		
11月	3~9	67	73	65	48	58	61		73		52		63		69		58			44	54			40		55		
	10~16	67	70	62	53	61	66		74		53		61		70		54			62	56			51		59		
	17~23	81	79	63	63	63	69		84		59		71		81		--			61	59			58		59		
	24~30	84	79	62	64	63	68		89		61		76		86		60			64	65			58		58		
12月	3~9	76	80	64	66	65		61	81	62		66		56		86		69	59			59		59		55		
	10~16	80	76	62	65	66		65	85	68		67		60		83		(62)	59			58		61		63		
	17~23	80	76	60	66	65		64	85	65		67		59		85		59	60			61		60		56		
	24~30	58	68	57	49	59		41	66	(61)		52		48		(61)		54	50			(47)		(44)		0		
1月	3~9	70	72	52	61	66	70		76		55		--		--		45			57	54			51		66		
	10~16	81	78	65	64	61	68		86		57		--		--		58			62	64			56		62		
	17~23	84	76	64	56	50	66		88		55		--		--		53			65	64			57		55		
	24~30	75	75	--	--	--	71		82		0		--		--		54			62	62			53		63		
3月	3~9	84	79	64	65	62		--	89	68		68		67		85		61	56					55		61	54	
	10~16	72	77	55	37	68		--	77	60		66		62		85		64	57					59		66	62	
	17~23	82	79	63	60	54		--	88	66		63		58		79		60	58					48		51	43	
	24~30	62	73	58	54	63		--	70	60		51		57		78		59	55					58		61	56	
週WECPNLの最小	58	68	52	37	50	61	0	66	60	0	49	61	48	69	75	45	54	50	44	53	52	40	48	47	51	42		
週WECPNLの最大	87	81	68	66	69	72	69	92	68	68	70	78	67	87	86	60	69	65	69	68	61	63	63	67	70	63		
日WECPNLの年平均値	82	77	63	63	64	69	64	87	66	61	66	74	61	84	83	56	62	61	63	63	57	58	59	61	63	57		

注) 1 地点欄の○印は、当該地点が、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条に規定する第1種区域内であることを示す。

2 ()内は、測定日数7日間のうち、4日未満である。

3 *印は、測定日数が1日のみのものである。

表-15 航空機騒音の経年変化 [日 WECPNL の年平均値]

地点 No	地点名	S	H										元											
		60 年度	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
①	小松市小島町	77	76	79	79	80	82	81	80	80	80	79	79	79	81	80	81	78	80	80	79	81	79	82
②	加賀市伊切町	84	84	84	85	84	84	80	79	82	82	82	81	78	79	76	76	77	78	76	77	77	77	77
③	加賀市片野町	74	74	74	76	74	75	74	74	72	73	72	73	65	67	65	67	67	71	68	66	66	68	63
4	加賀市潮津町	66	69	68	66	68	67	68	66	65	66	67	64	63	63	65	65	65	64	63	64	63	64	63
⑤	能美市粟生町	72	73	71	74	70	71	70	71	70	70	72	69	63	62	62	63	63	64	64	69	66	66	64
⑪	小松市高堂町	78	75	76	77	73	76	73	71	73	73	74	74	71	72	71	73	70	71	71	71	71	71	69
12	小松市平面町	68	67	69	73	64	66	66	67	65	63	63	66	63	64	64	65	65	63	64	62	62	64	64
⑬	小松市下牧町	81	83	82	82	84	87	84	83	83	88	87	86	84	87	87	88	87	87	89	86	87	86	87
14	小松市白松町	66	64	66	70	65	65	65	65	65	62	64	65	63	64	65	67	63	64	66	66	63	65	66
15	小松市今江町南			73	71	69	64	66	68	66	67	67	67	71	69	68	64	64	64	64	63	64	59	61
16	小松市大領中町	64	65	71	72	72	67	68	69	67	69	69	68	68	67	70	70	68	70	68	69	68	67	66
17	小松市日未町	80	79	78	82	77	78	78	77	76	77	79	78	77	77	76	76	75	76	76	76	77	72	74
18	小松市串町	67	70	67	65	65	64	65	65	65	65	66	66	64	66	66	63	63	66	65	66	65	65	61
⑲	小松市丸の内町																							84
⑳	小松市佐美町																							83
21	加賀市豊町			63	63	62	64	62	64	61	62	63	63	61	61	59	63	58	60	59	60	58	55	56
22	加賀市小塩辻町	66	64	61	61	65	65	62	64	67	66	65	63	62	63	63	62	63	65	63	63	62	61	62
23	能美市西任田町	70	65	67	66	66	66	71	66	65	64	66	66	62	61	63	65	64	66	64	63	65	65	61
24	能美市福島町	67	66	67	68	66	68	64	65	66	64	66	64	64	64	64	65	61	61	63	63	66	62	63
25	能美市吉原釜屋町	71	69	70	68	69	66	67	67	66	68	67	66	66	65	65	66	66	64	66	63	66	61	63
26	白山市美川和波町	67	65	65	65	65	62	61	62	63	65	63	66	61	61	62	62	63	65	64	63	57	59	57
27	能美市大長野町	61	59	65	65	62	60	60	62	59	61	62	62	58	59	60	62	61	60	61	60	61	59	58
29	能美市秋常町			66	69	66	65	65	65	63	64	67	63	63	62	62	62	62	62	62	65	63	63	59
30	能美市上清水町							65	66	67	65	70	66	65	65	66	66	65	65	65	65	62	60	61
⑳	川北町壱ツ屋	71	71	71	75	73	73	74	72	72	71	74	69	66	64	67	65	66	65	67	66	63	63	63
32	白山市安吉町	65	66	67	69	68	67	65	66	67	64	65	61	62	61	61	62	63	59	60	64	63	55	57

(注) 1 地点No.の○は、当該地点が「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条に規定する第1種区域内であることを示す。

- 2 No.13の小松市下牧町の測定地点は、平成6年度より下牧公民館からJA小松市牧支店へ移動している。
- 3 No.16は、平成11年度より小松市大領中町から白嶺町へ移動し、平成13年度から再び大領中町に移動した。
- 4 No.28の能美市粟生町は、平成9年度に第1種区域の内側から外側へ移動し、平成16年度に再び区域の内側へ移動している。

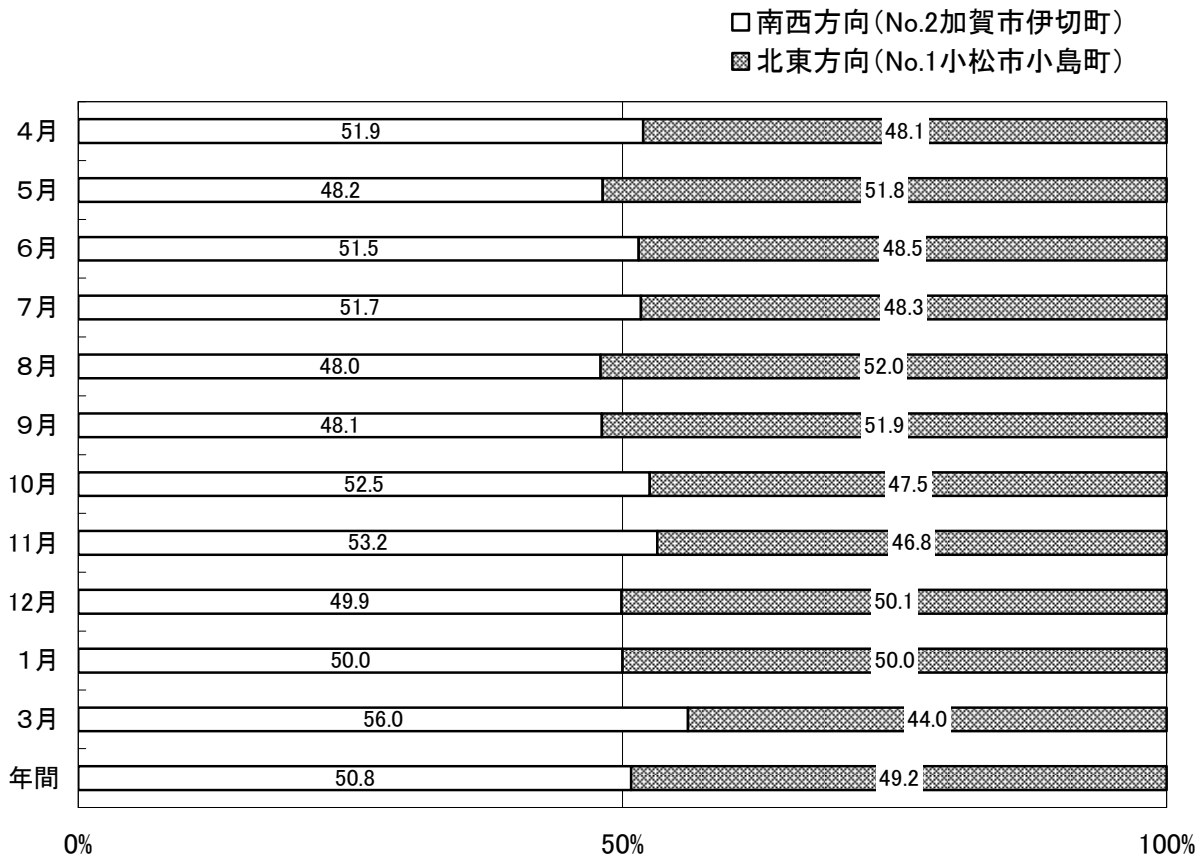


図 - 3 常時測定点における方向別騒音発生割合

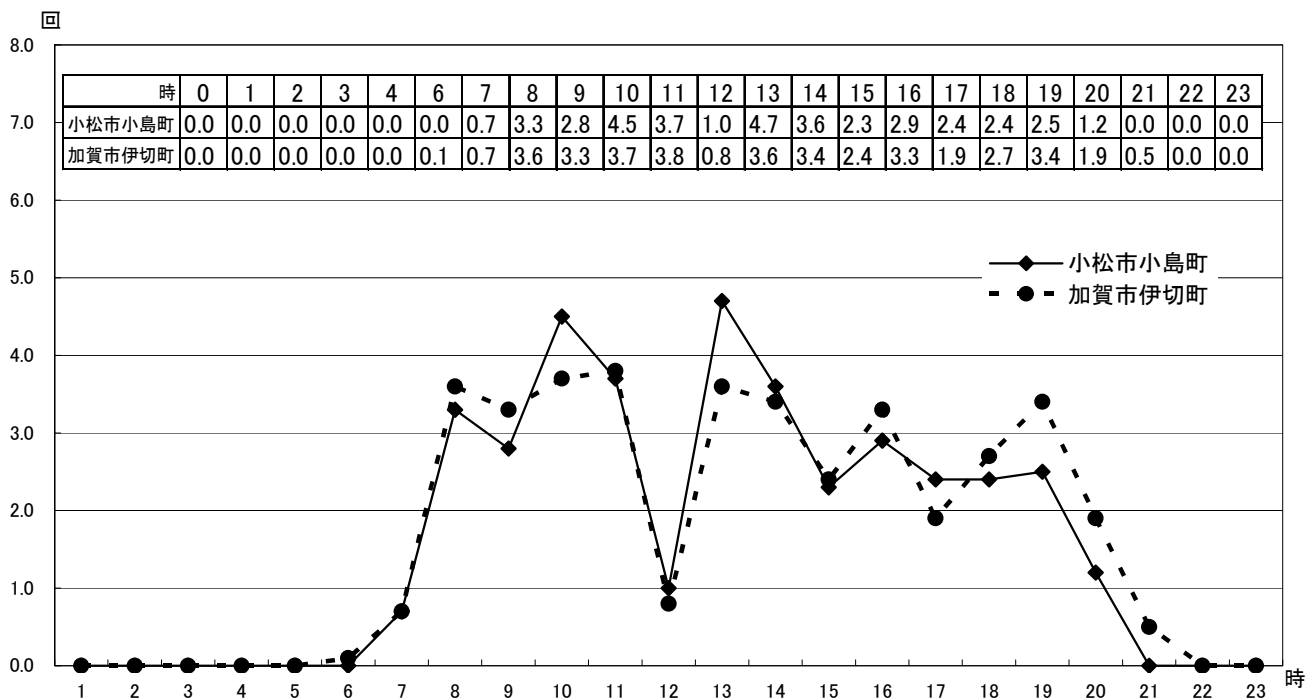


図 - 4 常時測定点における時間帯別 1 日平均騒音発生回数

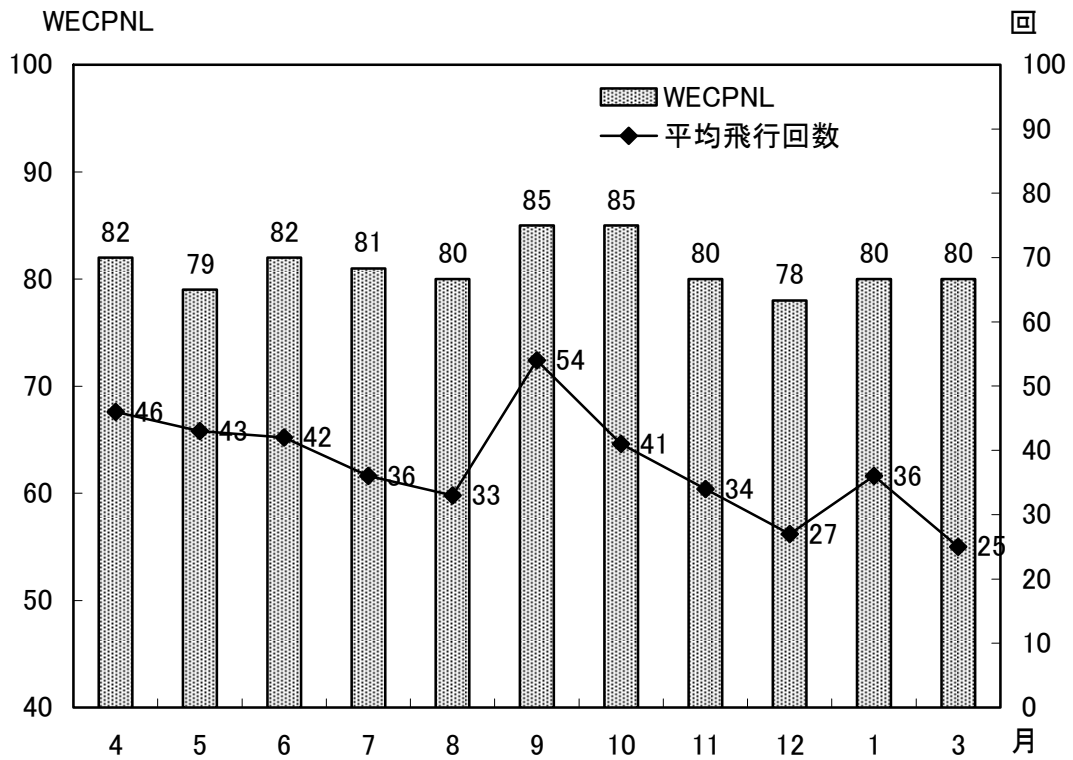


図 - 5 常時測定点における月別1日平均騒音発生回数とWECPNL
(No.1 小松市小島町)

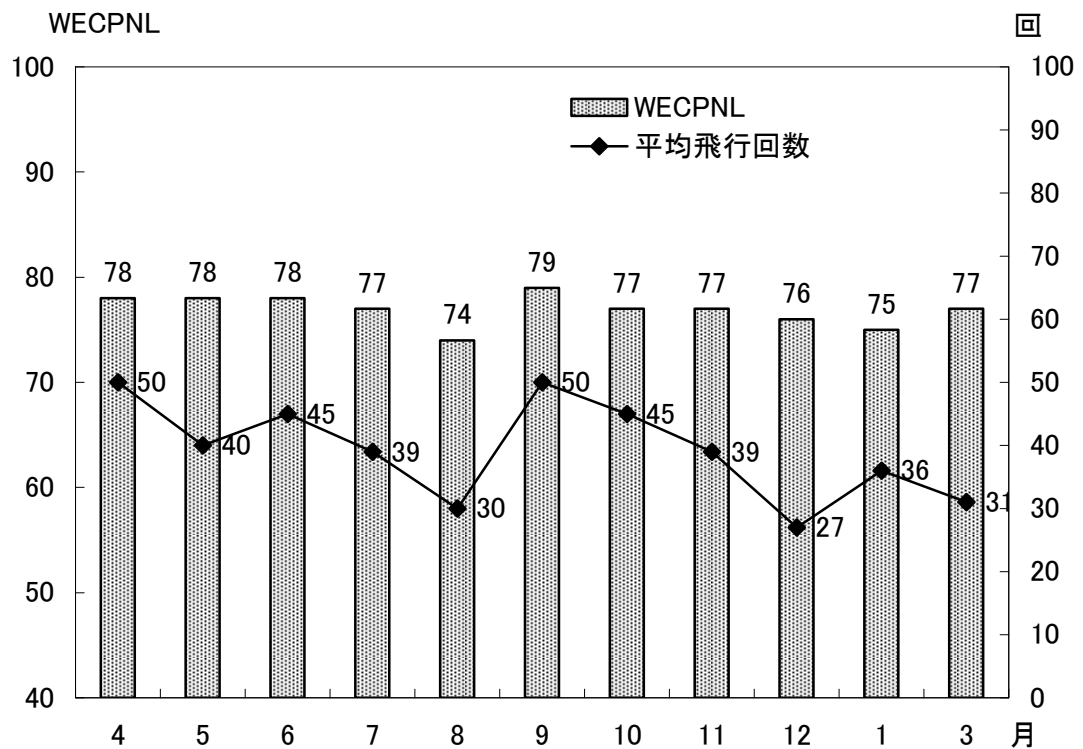


図 - 6 常時測定点における月別1日平均騒音発生回数とWECPNL
(No.2 加賀市伊切町)

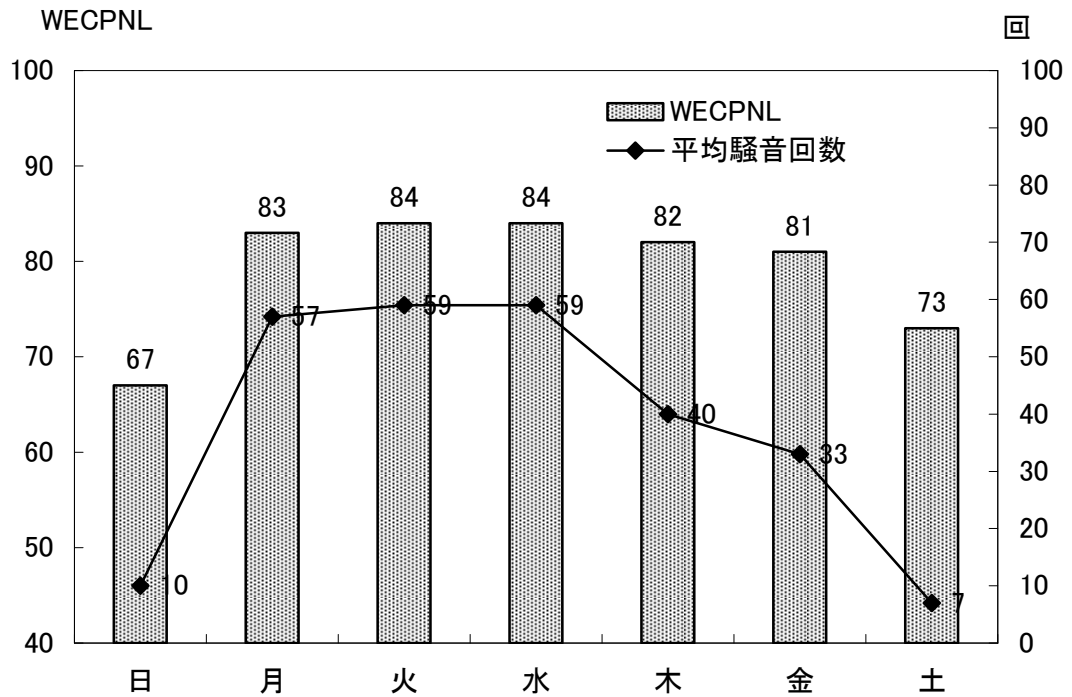


図 - 7 常時測定点における曜日別 1 日平均騒音発生回数と WECPNL
(No.1 小松市小島町)

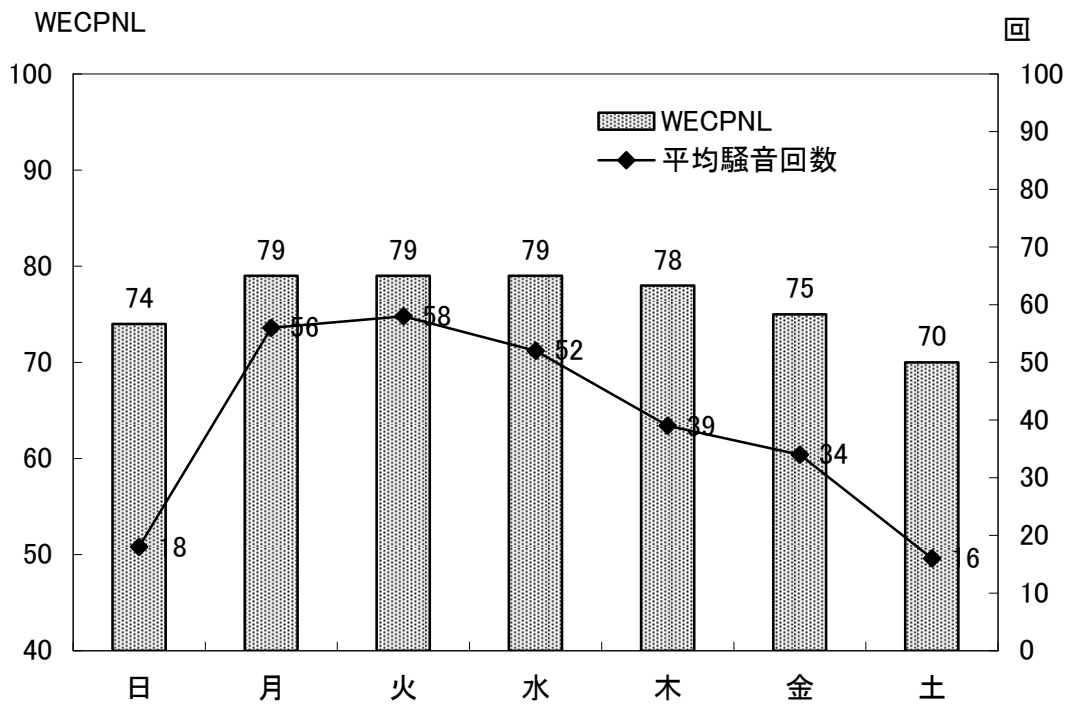


図 - 8 常時測定点における曜日別 1 日平均騒音発生回数と WECPNL
(No.2 加賀市伊切町)

6 今後の課題

(1) 住宅防音工事の充実

「生活環境整備法」に基づく住宅防音工事は、1世帯2室を原則として、住宅防音工事希望者に実施されている。

昭和50年度から開始された「新規防音工事」は、防音工事を希望していた世帯での工事は終了しており、現在は、新たに工事を希望する世帯への対応となっている。

一方、昭和53年9月から成田空港で全室防音工事(単身者の場合は2室、2人家族の場合は3室、3人の場合は4室、4人以上の場合は5室)が開始され、更に、昭和54年度から羽田、大阪、名古屋など全国の公共用空港でも全室防音工事が実施されている。これら運輸省(現国土交通省)の施策に引き続き、防衛施設庁(現防衛省)でも小松基地周辺において、昭和54年度から既に「新規防音工事」を実施した住宅を対象に「追加防音工事」という形で全室防音化が始まり、平成4年度からは、「追加防音工事」の対象区域が従来の80WECPNL以上から75WECPNL以上に拡大し、平成19年12月までに11,901戸について工事が実施された。

更に平成8年度から防音工事の対象とされていなかった住宅に対する「特定住宅防音工事」が開始され、防音工事実施済の世帯に対しても平成11年度から「建替防音工事」、「工法是正工事」等が、平成14年度から「外郭防音工事」が行われている。

また、平成元年度から空調機器の老朽化や塩害による消耗に対する復旧工事や被生活保護世帯に対する空調機器稼働費の助成も行なわれている。

今後、県としては、対策区域内の住宅防音工事の推進を始めとした諸対策がさらに充実されるよう国に要望していくこととしている。

(2) 環境基準達成の方途

環境基準は基本的には、屋外で達成されるべきものであるが、自衛隊機は民間航空機に比べて、その目的・性格上、音源対策や運行方法に自ずと限度があるとの考えから、「生活環境整備法」に基づく住宅防音工事等の諸対策が完全に実施されていることで、実質的には環境基準の達成に向けての施策の推進が当面図られてきている。

環境基準の類型指定については、この「生活環境整備法」との整合性を図ることは当然であり、今後関係市町と協議し、その意向を踏まえながら作業を進めていくこととしている。

資 料 編

1 航空機騒音に係る環境基準について

〔 昭和 48 年 12 月 27 日 〕
〔 環境庁告示第 154 号 〕

改正 平 5.10.28 環告 19、平 12.12.14 環告 78

公害対策基本法(昭和 42 年法律第 132 号)第 9 条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、航空機騒音に係る基準について次のとおり告示する。

環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準(以下「環境基準」という。)及びその達成期間は、次のとおりとする。

第 1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる

地域の類型	基準値(単位:WECPNL)
	70 以下
	75 以下

地域は、都道府県知事が指定する。

(注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 1 の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

(1) 測定は、原則として連続 7 日間行い、暗騒音より 10 デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル(計量単位 デシベル)及び航空機の機数を記録するものとする。

(2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。

(3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。

(4) 評価は、(1)のピークレベル及び機数から次の算式により 1 日ごとの値(単位 WECPNL)を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

$$\text{算式 } \overline{\text{dB}(A)} + 10 \log_{10} N - 27$$

(注) $\text{dB}(A)$ とは、1 日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、 N とは、午前 0 時から午前 7 時までの間の航空機の機数を N_1 、午前 7 時から午後 7 時までの間の航空機の機数を N_2 、午後 7 時から午後 10 時までの間の航空機の機数を N_3 、午後 10 時から午後 12 時までの間の航空機の機数を N_4 とした場合における次により算出した値をいう。

$$N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$$

(5) 測定は、計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は遅い動特性(SLOW)を用いることとする。

3 1 の環境基準は、1 日当たりの離着陸回数が 10 回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

第2 達成期間等

1 環境基準は公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場		直ちに	
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの		
	第二種空港（福岡空港を除く。）	A	5年以内
		B	10年以内
	新東京国際空港		
第一種空港（新東京国際空港を除く。）及び福岡空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、85WECPNL未滿とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65 WECPNL以下とすること。 2 10年以内に、75WECPNL未滿とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で60 WECPNL以下とすること。	

- 備考 1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
 2 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
 3 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。

3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

(参考)

航空機騒音に係る環境基準についての一部を、次のとおり改正

(改正告示：平成 19 年 12 月 17 日環境省告示第 114 号、施行：平成 25 年 4 月 1 日)

環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準(以下「環境基準」という。)及びその達成期間は、次のとおりとする。

第 1 環境基準

2 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
	<u>57 デシベル以下</u>
	<u>62 デシベル以下</u>

(注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

- 2 1 の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。
- (1) 測定は、原則として連続 7 日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より 10 デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル(L_{AE})を計測する。なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格 Z 8731 に従うものとする。
 - (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
 - (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
 - (4) 評価は、算式アにより 1 日(午前 0 時から午後 12 時まで)ごとの時間帯補正等価騒音レベル(L_{den})を算出し、全測定日の L_{den} について、算式イによりパワー平均を算出する。

算式ア

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + 10^{\frac{L_{AE,di+5}}{10}} + 10^{\frac{L_{AE,di+10}}{10}} \right) \right\}$$

算式イ

$$10 \log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_j 10^{\frac{L_{den,j}}{10}} \right)$$

- (5) 測定は、計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は遅い動特性(SLOW)を用いることとする。

- 3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場であって、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

第2 達成期間等

- 4 環境基準は公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場		直ちに	
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの	5年以内	5年以内に、 <u>70デシベル未満</u> とすること又は <u>70デシベル以上</u> の地域において屋内で <u>50デシベル以下</u> とすること。
	第二種空港（福岡空港を除く。）		
	成田国際空港	10年をこえる期間内に可及的速やかに	
	第一種空港（ <u>成田国際空港</u> を除く。）及び福岡空港		

- 備考 1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
 2 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
 3 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

- 5 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。
- 6 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

2 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(抄)

昭和 49 年 6 月 27 日法律第 101 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「自衛隊等」とは、自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 2 条第 1 項に規定する自衛隊(以下「自衛隊」という。)又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

2 この法律において「防衛施設」とは、自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第 2 条第 1 項の施設及び区域をいう。

第 2 章 防衛施設周辺の生活環境等の整備

(障害防止工事の助成)

第 3 条 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- (1) 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- (2) 道路、河川又は海岸
- (3) 防風施設、防砂施設その他の防災施設
- (4) 水道又は下水道
- (5) その他政令で定める施設

2 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校
- (2) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院、同条第 2 項に規定する診療所又は同法第 2 条第 1 項に規定する助産所
- (3) 前 2 号の施設に類する施設で政令で定めるもの

(住宅の防音工事の助成)

第 4 条 国は、政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設の周辺の区域(以下「第一種区域」という。)に当該指定の際現に所在する住宅(人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。)について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に關し助成の措置を採るものとする。

(移転の補償等)

第 5 条 国は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実

施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域(以下「第二種区域」という。)に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件(以下「建物等」という。)の所有者が当該建物等を第二種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

- 2 国は、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。
- 3 国は、地方公共団体その他の者が第二種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設を整備するときは、予算の範囲内において、その整備に関し助成の措置を採ることができる。

(緑地帯の整備等)

第 6 条 国は、政令で定めるところにより第二種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が新たに発生することを防止し、あわせてその周辺における生活環境の改善に資する必要があると認めて防衛大臣が指定する区域(以下「第三種区域」という。)に所在する土地で前条第 2 項の規定により買い入れたものが緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう必要な措置を採るものとする。

- 2 国は、前項の土地以外の第三種区域に所在する土地についても、できる限り、緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう適当な措置を採るものとする。

(買い入れた土地の無償使用)

第 7 条 国は、第 5 条第 2 項の規定により買い入れた土地を、地方公共団体が広場その他政令で定める施設の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができる。

- 2 国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 22 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定により土地を使用させる場合について準用する。

(民生安定施設の助成)

第 8 条 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

(特定防衛施設周辺整備調整交付金)

第 9 条 防衛大臣は、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備について特に配慮する必要があると認められる防衛施設があるときは、当該防衛施設を特定防衛施設として、また、当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ指定することができる。この場合には、防衛大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

- (1) ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場
- (2) 砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場
- (3) 港湾
- (4) その他政令で定める施設

- 2 国は、特定防衛施設関連市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備を行うための費用に充てさせるため、特定防衛施設の面積、運用の態様等を考慮して政令で定めるところにより、予算の範囲内において、特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付することができる。

(資金の融通等)

第 10 条 国は、第 3 条の工事を行う者又は第 8 条の措置を採る地方公共団体に対し、必要な資金

の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

(国の普通財産の譲渡等)

第 11 条 国は、第 3 条の工事、第 8 条の措置又は第 9 条第 2 項の整備に係る事業の用に供するため必要があると認めるときは、地方公共団体その他の者に対し、普通財産を譲渡し、又は貸し付けることができる。

(関係行政機関の協力等)

第 12 条 関係行政機関の長は、その所掌事務の遂行に当たっては、防衛施設の周辺における生活環境及び産業基盤の整備について、計画的に推進するよう努めるものとする。

2 防衛大臣は、関係行政機関の長による前項の整備に係る事務の遂行について、当該関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

第 3 章 損失の補償

(損失の補償)

第 13 条 自衛隊の次に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業その他政令で定める事業を営んでいた者がその事業の経営上損失を受けたときは、国がその損失を補償する。

(1) 航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は艦船若しくは舟艇のひん繁な使用で政令で定めるもの

(2) 射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施で政令で定めるもの

(3) その他政令で定める行為

2 前項の規定は、他の法律により国が損害賠償又は損失補償の責めに任ずべき損失については、適用しない。

3 第 1 項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

(以下略)

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(抄)

昭和 49 年 6 月 27 日政令第 228 号

(障害の原因となる自衛隊等の行為)

第 1 条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(以下「法」という。)第 3 条第 1 項の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行のひん繁な実施

(2) 艦船又は舟艇のひん繁な使用

(3) 法第 2 条第 2 項に規定する防衛施設の整備のための土地又は土地の定着物の形質の著しい変更

(4) 電波のひん繁な発射

(障害防止工事の補助の割合)

第 2 条 法第 3 条第 1 項の規定による補助の割合は、10 分の 10 とする。ただし、障害の発生が法第 2 条第 1 項に規定する自衛隊等(以下「自衛隊等」という。)以外の者の行為にも帰せられるとき、又は補助に係る工事が補助を受ける者を利することとなるときは、それぞれその帰せられ、又は利する限度において、防衛大臣の定めるところにより、補助の割合を減ずるものとする。

2 前項ただし書の規定により補助の割合を減ずるに当たっては、当該工事につき法第 3 条第 1 項の規定の適用がないものとした場合の国の負担又は補助に係る割合を下らないものとする。

(障害防止工事の対象となる施設)

第 3 条 法第 3 条第 1 項第 5 号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 鉄道

(2) テレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設

(著しい音響の原因となる自衛隊等の行為)

第4条 法第3条第2項の政令で定める行為は、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施とする。

(著しい音響の基準)

第5条 法第3条第2項の規定による補助は、音響の強度及びひん度が同項各号に掲げる施設についてそれぞれ防衛大臣が定める限度を超える場合に行うものとする。

(防音工事の補助の割合)

第6条 第2条の規定は、法第3条第2項の規定による補助の割合について準用する。この場合において、第2条第1項ただし書中「行為」とあるのは、「行為(法第19条の規定により自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなされるものを除く。)」と読み替えるものとする。

(防音工事の対象となる場合)

第7条 法第3条第2項第3号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 学校教育法第82条の2に規定する専修学校
- (2) 地域保健法第5条第1項に規定する保健所
- (3) 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、同法第42条に規定する知的障害児施設、同法第43条に規定する知的障害児通園施設、同法第43条の4に規定する重症心身障害児施設又は同法第44条に規定する児童自立支援施設
- (4) 身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者福祉センター
- (5) 生活保護法第38条第2項に規定する救護施設
- (6) 老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム又は同法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター
- (7) 母子保健法第22条第2項に規定する母子健康センター
- (8) 職業能力開発促進法第15条の6第1項第1号に規定する職業能力開発校
- (9) 障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設又は同条第1項に規定する障害者福祉サービス事業(同条第6項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設

(第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定)

第8条 法第4条の規定による第一種区域の指定、法第5条第1項の規定による第二種区域の指定及び法第6条第1項の規定による第三種区域の指定は、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響の影響度をその音響の強度、その音響の発生回数及び時刻等を考慮して防衛省令で定める算定方法で算定した値が、その区域の種類ごとに防衛省令で定める値以上である区域を基準として行うものとする。

(移転等の補償の対象とする物件)

第9条 法第5条第1項の規定による補償は、同項に規定する第二種区域のうち法第6条第1項に規定する第三種区域以外の区域に所在する立木竹その他土地に定着する物件(建物を除く。)にあっては、建物と一体として利用されているものに限り、行うことができる。

(買入れの対象とする土地)

第10条 法第5条第2項の規定による買入れは、同条第1項に規定する第二種区域のうち法第6条第1項に規定する第三種区域以外の区域に所在する土地にあっては、次のいずれかに該当するものに限り、行うことができる。

- (1) 宅地(法第5条第1項の規定による指定の際(法附則第4項の規定により第二種区域とみなされた区域に所在する土地にあっては、旧防衛施設周辺の整備等に関する法律(昭和41年法律第135号。以下「旧法」という。))第5条第1項の規定により当該区域が指定された際)宅地であるものに限る。)
- (2) 法第5条第1項の規定による補償を受けることとなる者が、当該補償に係る物件の移転又は除却により、その物件の所在する土地以外の土地(前号に掲げる宅地を除く。)でその者の所有に属するものを従来利用していた目的に供することが著しく困難となる場合における

その土地

(土地の無償使用に係る施設)

第 11 条 法第 7 条第 1 項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 花 壇
- (2) 種苗を育成するための施設
- (3) 駐車場
- (4) 消防に関する施設
- (5) 公共用施設の建設に必要な資材又は機械器具を保管するための施設

(民生安定施設の範囲及び補助の割合等)

第 12 条 法第 8 条の規定による補助に係る施設は、次の表の第二欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合又は額は、それぞれ同表の第三欄に掲げる割合の範囲内で防衛大臣が定める割合又は同表の第三欄に掲げる額とする。

項	補助に係る施設	補助の割合又は額
1	有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和 26 年法律第 135 号)第 2 条に規定する有線ラジオ放送の業務を行うための施設	10 分の 8
2	道路(農業用施設及び林業用施設であるものを除く。)	10 分の 8
3	児童福祉法第 41 条に規定する児童養護施設	10 分の 7.5
4	保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 21 条第 2 号に規定する看護師養成所又は同法第 22 条第 2 号に規定する准看護師養成所	10 分の 7.5
5	電波法(昭和 25 年法律第 131 号)第 2 条第 4 号に規定する無線設備及びこれを設置するために必要な施設	10 分の 7.5
6	老人福祉法第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム又は同法第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホーム	10 分の 7.5
7	消防施設強化促進法(昭和 28 年法律第 87 号)第 3 条に規定する消防施設	3 分の 2
8	公園、緑地その他の公共空地	3 分の 2
9	水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 3 条第 1 項に規定する水道	10 分の 6
10	有線放送電話に関する法律(昭和 32 年法律第 152 号)第 2 条第 2 項に規定する有線放送電話業務を行うための施設	10 分の 5.5
11	し尿処理施設又はごみ処理施設	10 分の 5
12	老人福祉法第 20 条の 7 に規定する老人福祉センター	防衛大臣が定める額
13	一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設(学校の施設を除く。)	防衛大臣が定める額
14	港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 5 項第 11 号に規定する港湾施設用地	10 分の 7.5
15	農業用施設、林業用施設又は漁業用施設	3 分の 2
16	その他防衛大臣が指定する施設	10 分の 7.5

(特定防衛施設として指定することができる防衛施設)

第 13 条 法第 9 条第 1 項第 4 号の政令で定める防衛施設は、次に掲げる防衛施設とする。

- (1) 大規模な弾薬庫

- (2) 市街地又は市街化しつつある地域に所在する防衛施設(法第9条第1項第1号から第3号までに掲げるもの及び前号に掲げるものを除く。)で、その面積がその所在する市町村の面積に占める割合(当該防衛施設が二以上の市町村にわたって所在している場合には、当該市町村ごとの割合のうち、最も高い割合)が著しく高いもの

(特定防衛施設周辺整備調整交付金による整備の対象となる公共用の施設)

第14条 法第9条第2項の政令で定める公共用の施設は、次に掲げる公共用の施設(国が設置するもの及び国の補助を受けて設置するものを除く。)とする。

- (1) 交通施設及び通信施設
- (2) スポーツ又はレクリエーションに関する施設
- (3) 環境衛生施設
- (4) 教育文化施設
- (5) 医療施設
- (6) 社会福祉施設
- (7) 消防に関する施設
- (8) 産業の振興に寄与する施設

(特定防衛施設周辺整備調整交付金の額)

第15条 法第9条第2項の規定により特定防衛施設関連市町村(以下「関連市町村」という。)に対し交付すべき特定防衛施設周辺整備調整交付金(以下「交付金」という。)の額は、次に掲げる事項を基礎として、防衛省令で定めるところにより、算定した額とする。

- (1) 法第9条第1項の規定により指定された特定防衛施設(以下「特定防衛施設」という。)の交付金を交付する年度(以下「交付年度」という。)の4月1日現在における面積
- (2) 当該関連市町村に係る特定防衛施設の交付年度の4月1日現在における面積(当該特定防衛施設の周辺の区域に法第5条第1項に規定する第二種区域があるときは、当該区域の同日現在における面積を当該特定防衛施設の同日現在における面積に加えた面積)が、当該関連市町村の同日現在における面積に占める割合
- (3) 関連市町村の交付年度の4月1日現在における人口及び当該人口と当該関連市町村の同日の5年前の日における人口との比率
- (4) 関連市町村の交付年度の4月1日現在における人口の当該関連市町村の同日現在における面積(防衛大臣が定める防衛施設の面積を除く。)に対する割合
- (5) 次に掲げる特定防衛施設別の運用の態様(イ、ウ項省略)
 - ア 飛行場又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場 航空機の種類及び交付年度の前年度の末日から起算して過去3年間の航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行の総回数を3で除して得た回数
- (6) 特定防衛施設に配備される艦船、航空機等の著しい変更、特定防衛施設に設置される建物その他の工作物及び特定防衛施設を使用する人員の著しい増加その他特定防衛施設の周辺の地域における生活環境又は開発に影響を及ぼすと認められる特定防衛施設の運用の態様の変更

(損失補償の対象となる事業)

第16条 法第13条第1項の政令で定める事業は、海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業又は内航海運業法(昭和27年法律第151号)第2条第3項に規定する内航運送業をする事業で、総トン数40トン未満の船舶により行うものとする。

(損失の原因となる自衛隊の行為)

第17条 法第13条第1項第1号及び第2号の政令で定める行為は、農業、林業又は漁業の実施を著しく困難にする行為とする。ただし、航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施に係る行為にあっては、農業又は漁業が、飛行場の進入表面若しくは転移表面の投影面と一致する区域内又は航空機による射撃若しくは爆撃の用に供する演習場の周辺で防衛大臣が定める区域内において行われる場合に限る。

第 18 条 法第 13 条第 1 項第 3 号の政令で定める行為は、防潜網その他の水中工作物の設置若しくは維持又は砲弾の破片その他の有体物の放置若しくは遺棄で、同項に規定する事業の実施を著しく困難にする行為とする。

(以下略)

防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律施行規則(抄)

昭和 49 年 6 月 27 日総理府令第 43 号

(第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定に係る値)

第 2 条 令第 8 条(第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定)の防衛省令で定める値は、法第 4 条(住宅の防音工事の助成)に規定する第一種区域にあつては 75、法第 5 条(移転の補償等)第 1 項に規定する第二種区域にあつては 90、法第 6 条(緑地帯の整備等)第 1 項に規定する第三種区域にあつては 95 とする。

3 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律(抄)

昭和 32 年 5 月 16 日法律第 104 号

- 1 国は、その所有する固定資産のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律(昭和 27 年法律第 110 号)第 2 条の規定により使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場並びに弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村(都の特別区の存する区域に所在するものについては、都。以下同じ。)に対し、毎年度、予算で定める金額の範囲内において、政令で定めるところにより、当該固定資産の価格、当該市町村の財政の状況等を考慮して、国有提供施設等所在市町村助成交付金(以下「市町村助成交付金」という。)を交付する。
- 2 前項の事務は、政令で定めるところにより、総務大臣が行う。
- 3 総務大臣は、第 1 項の規定により市町村に対して交付すべき市町村助成交付金を交付しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 この法律に定めるもののほか、市町村助成交付金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和 32 年度分の市町村助成交付金から適用する。
(以下略)

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令(抄)

昭和 32 年 11 月 18 日政令第 321 号

(法第 1 項の固定資産)

第 1 条 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第 1 項に規定する固定資産で政令で定めるものは、国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 2 条に規定する国有財産で次に掲げるものに該当するものとする。

- (1) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関

する法律(昭和 27 年法律第 110 号)第 2 条の規定によってアメリカ合衆国に使用させている土地、建物及び工作物

(2) 自衛隊が使用する飛行場(航空機の離着陸、整備及び格納のため直接必要な施設に限る。)及び演習場(しょう舎施設を除く。)の用に供する土地、建物及び工作物

(3) 自衛隊が使用する弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する土地、建物及び工作物

2 前項第 3 号に掲げる「弾薬庫」とは、自衛隊法施行令(昭和 29 年政令第 179 号)第 42 条第 1 項に規定する補給処の支処及び出張所のうち弾薬支処及び弾薬出張所の弾薬の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「燃料庫」とは、同項に規定する補給処の支処及び出張所のうち燃料支処及び燃料出張所の液体燃料又は油脂類の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「通信施設」とは、航空警戒管制又は電波情報の収集整理のため直接必要な施設のうち同令第 30 条の 9 に規定する警戒群若しくは防衛大臣の定める部隊又は防衛省設置法(昭和 29 年法律第 164 号)第 19 条第 1 項に規定する情報本部が管理するものをいう。

3 第 1 項各号に掲げる「土地」、「建物」又は「工作物」とは、それぞれ、国有財産法施行令(昭和 23 年政令第 246 号)第 20 条の規定により、国有財産法第 32 条の台帳(以下「国有財産台帳」という。)に土地、建物又は工作物として登録されるべきものをいう。

(市町村助成交付金の交付)

第 2 条 国有提供施設等所在市町村助成交付金(以下「市町村助成交付金」という。)は、毎年度、当該年度の初日の属する年(以下「当該年」という。)の 3 月 31 日現在において前条第 1 項各号に掲げる土地、建物又は工作物が所在する市町村に対して交付する。

(市町村助成交付金の交付額の算定方法)

第 3 条 前条の市町村に対して交付すべき市町村助成交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。

(1) 市町村助成交付金の総額の 10 分の 7 に相当する額を、前条の各市町村の区域内に当該年の 3 月 31 日現在において所在する第 1 条第 1 項各号に掲げる土地、建物及び工作物の価格の合算額(国有資産等所在市町村交付金法(昭和 31 年法律第 82 号)第 2 条第 1 項の国有資産等所在市町村交付金が交付される土地、建物又は工作物があるときは、当該土地、建物及び工作物の価格の合算額を控除した額)にあん分した額

(2) 市町村助成交付金の総額の 10 分の 3 に相当する額(次項の規定によって控除した額があるときは、当該控除した額を当該 10 分の 3 に相当する額に加算した額)を、前条の市町村のうち当該市町村の区域内に当該年の 3 月 31 日現在において所在する第 1 条第 1 項各号に掲げる土地、建物又は工作物の種類及び用途、当該市町村の財政の状況等を考慮して特に必要があると認める市町村に対して総務大臣が配分した額

2 当該年度の地方交付税の算定の基礎となった地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)第 14 条の規定によって算定した基準財政収入額が同法第 11 条の規定によって算定した基準財政需要額をこえる市町村でそのこえる額(以下「財源超過額」という。)が 5 億円をこえることとなるもの(以下「財源超過団体」という。)に対して交付すべき市町村助成交付金のうち前項第 1 号の額は、同項同号の規定にかかわらず、同項同号の額から当該財源超過額が 5 億円をこえる額に 10 分の 1 を乗じて得た額に相当する額(当該額が同項同号の額の 10 分の 7 に相当する額をこえる場合にあつては、当該 10 分の 7 に相当する額)を控除した額とする。

(廃置分合又は境界変更があつた場合の措置)

第 4 条 当該年の 3 月 31 日後に市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、第二条の規定にかかわらず、同条の市町村の地域のうち第一条第一項各号に掲げる土地、建物又は工作物が当該年の 3 月 31 日現在において所在した地域が当該廃置分合又は境界変更後属することとなつた市町村(以下「新市町村」という。)が同日現在において存在したものと、当該土地、建物又

は工作物が同日現在において当該新市町村の区域内に所在したものとみなして、前条の規定によつて算定した額を当該新市町村に対して交付する。

2 前項の場合において、当該年の4月1日後に市町村の廃置分合又は境界変更があつたときにおける新市町村に係る前条第二項の基準財政収入額及び基準財政需要額の算定方法は、総務省令で定める。

(土地、建物又は工作物の価格)

第5条 第3条第1項の場合において、第1条第1項各号に掲げる土地、建物又は工作物の価格は、当該年の3月31日現在において国有財産台帳に登録された当該土地、建物又は工作物の価格(国有財産台帳に当該土地、建物若しくは工作物又はその価格が登録されていない場合にあつては、国有財産法施行令第21条の規定によって国有財産台帳に登録すべき価格)とする。

(第6条から第9条まで略)

(市町村助成交付金の用途の制限等の禁止)

第10条 国は、市町村助成交付金の交付に当つては、その用途について条件をつけ又は制限してはならない。



(第11条～第13条略)

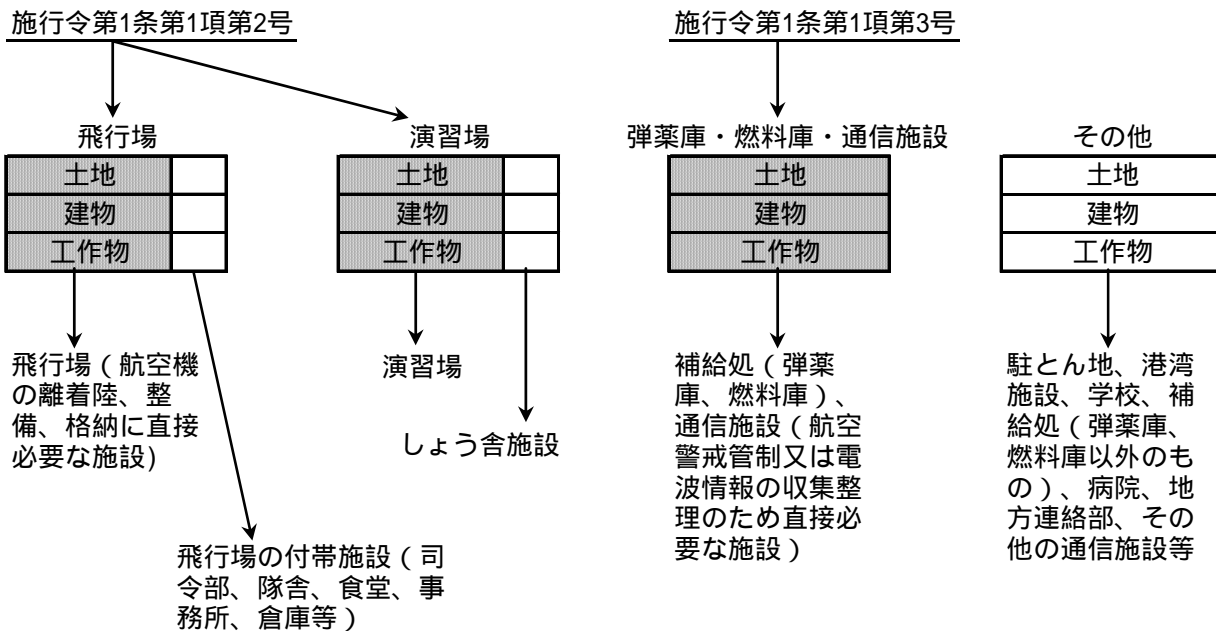
附則 抄

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和32年度分の市町村助成交付金から適用する。

(以下略)

基地交付金対象資産の範囲 (自衛隊使用施設)

(注) 対象資産 
非対象資産 



4 小松基地騒音防止対策協議会要綱

1 目的

小松基地における航空機騒音の常時測定を実施し、騒音コンターの見直しを図ることなどにより、国、県及び関係市町村が協力して小松基地周辺の騒音防止対策に資するため、小松基地騒音防止対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 構成等

- (1) 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 協議会が必要と認めたときは、前項以外の者を特別委員として加えることができる。
- (3) 協議会が必要と認めたときは、学識経験者の意見を聴くことができる。

3 任務

協議会は、小松基地における航空機騒音に関し、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 航空機騒音の常時測定、解析及び予測に関すること。
- (2) 騒音コンターの見直し及び補足調査に関すること。
- (3) 航空機騒音防止技術の向上に関すること。
- (4) 航空機騒音に係る情報交換に関すること。

4 会長

- (1) 協議会に会長をおき、石川県副知事をもってあてる。
- (2) 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- (3) 会長に事故あるときは、委員のうち会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

5 小委員会

- (1) 協議会に必要な応じ、小委員会をおくことができる。
- (2) 小委員会に属する委員は会長が指名する。

6 幹事等

- (1) 協議会に事務局長及び幹事をおく。
- (2) 事務局長は石川県環境部長を、幹事は会長があらかじめ委員会に諮って指名する者をもってあてる。
- (3) 事務局長及び幹事は、協議会の所掌事項について委員を補佐する。

7 会議

- (1) 会議は委員会、小委員会及び幹事会とする。
- (2) 委員会及び小委員会は会長が招集する。
- (3) 幹事会は事務局長が招集する。

8 事務局

協議会の事務局は石川県環境部に置く。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項はその都度協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和 51 年 5 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

委 員	幹 事	委 員	幹 事
近畿中部防衛局長	近畿中部防衛局企画部地方調整課長 近畿中部防衛局企画部住宅防音課長 金沢防衛事務所長	小松市長	小松市総務企画部飛行場課長
		加賀市長	加賀市地域振興部環境安全課長
		白山市長	白山市市民生活部環境課長
石川県副知事	石川県企画振興部空港企画課長 石川県環境部環境政策課長	能美市長	能美市環境安全部環境生活課長
		川北町長	川北町住民課長

5 航空機騒音公害に係る訴訟

(1) 小松基地周辺の住民が、国を相手に自衛隊機等の離着陸、騒音の差し止めと騒音被害に対する損害賠償を求めた小松基地に係る騒音差止等請求訴訟の控訴審は、名古屋高等裁判所金沢支部で審理されていたが、平成 6 年 12 月 26 日次のとおり判決が言い渡され、翌 7 年 1 月、原告、被告ともに上告しなかったため、判決が確定した。

ア 差止請求について

(ア) 自衛隊機の離着陸等の差止請求は、防衛庁長官の権限の取り消し、変更ないしその発動を求める請求を包含することになり、民事上の請求としては不適法として却下

(イ) 米軍機の離着陸等の差止請求は、国に対しその支配の及ばない第三者の行為の差し止めを求めるものであり、主張自体失当として棄却

イ 損害賠償請求について

(ア) 過去の損害賠償については、WECPNL80 以上の地域に居住する原告らの被害は、受忍限度を超えており、国に損害を賠償すべき義務がある、とした。

(イ) 将来の損害賠償については、将来の給付の訴えとして不適法として却下

(2) 小松基地周辺の住民が、国を相手に戦闘機の離着陸の差し止め等を求めた第 3、4 次訴訟は、名古屋高等裁判所金沢支部で審理されていたが、平成 19 年 4 月 16 日次のとおり判決が言い渡され、同年 5 月、原告、被告共に上告しなかったため、判決が確定した。

ア 差止請求について

(ア) 自衛隊機の離着陸差止め等請求は、不適法。

(イ) 米軍機の離着陸差止め等請求は理由がないから、これを棄却する。

イ 損害賠償請求について

(ア) 過去の損害賠償については、75WECPNL 以上の地域に居住する原告らの被害は、受忍限度を超えており、国に損害を賠償すべき義務がある。

(イ) 将来の損害賠償請求については、権利保護の要件を欠く不適法な訴えであり却下。これに対し、原告、被告の双方とも判決を不服として控訴した。

〔参考〕

「小松基地戦闘機離着陸差止等請求訴訟」の名古屋高等裁判所金沢支部判決の概要
(第3次・第4次訴訟)

事 項	概 要
判 決	名古屋高等裁判所金沢支部 (判決日 平成19年4月16日)
被 告 国	国
認容原告の 範囲	原告総数 1,575名 1. 過去の損害の賠償請求を一部認容した原告らの総数 1,558名 2. 過去の損害の賠償請求を全部棄却した原告らの総数 17名 (内訳 コンター外住居原告17名)
損害賠償請 求認容総額	11億8806万7100円(遅延損害金を除く)
損害賠償額 算定の基準	1. 慰謝料の基準月額 75 コンター 3000円 80 コンター 6000円 85 コンター 9000円 90 コンター 1万2000円 2. 減額事由及び減額割合 ア 危険への接近が認められる原告 0パーセントの減額 イ 防音工事済みの家屋の住居原告 工事済みの室数に応じて10ないし30パーセントの減額
将来の損害 賠償	口頭弁論終結の日の翌日(平成18年10月3日)以降の将来の損害の賠償請求は、権利保護の要件を欠き不適法であるから、訴えを却下する。
差 止 請 求	1. 自衛隊機の離着陸差止め等請求は、不適法であるから、却下する。 2. 米軍機の離着陸差止め等請求は理由がないことから、棄却する。

6 その他

航空機騒音に用いられる用語

WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level)

WECPNL は「うるささ指数」とも呼ばれ、音の大きさの感じ方が回数や昼と夜とでは異なることを考慮した評価方法です。

国の環境基準で採用している算出式

$$\text{WECPNL} = \text{dB(A)} + 10 \log N - 27$$

dB(A) : 1日のすべての航空機騒音のピークレベルを下記の式で算出したもの(パワー平均したもの)

N : 1日の飛行時間における重みをつけた機数

午前0時～午前7時の機数 N_1 、午前7時～午後7時の機数 N_2 、午後7時～午後10時の機数 N_3 、午後10時～午後12時の機数 N_4 としたとき、

$$N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$$

パワー平均

騒音レベルをパワー平均する場合は、それぞれの騒音レベルを元の音のエネルギーに直し、平均した後、対数をとって平均騒音レベルとします。

パワー平均の計算式

$$\text{パワー平均値} = 10 \log_{10} \left(10^{L_i/10} \right) - 10 \log_{10} n$$

(dB(A))

n : 1日における航空機騒音の発生回数

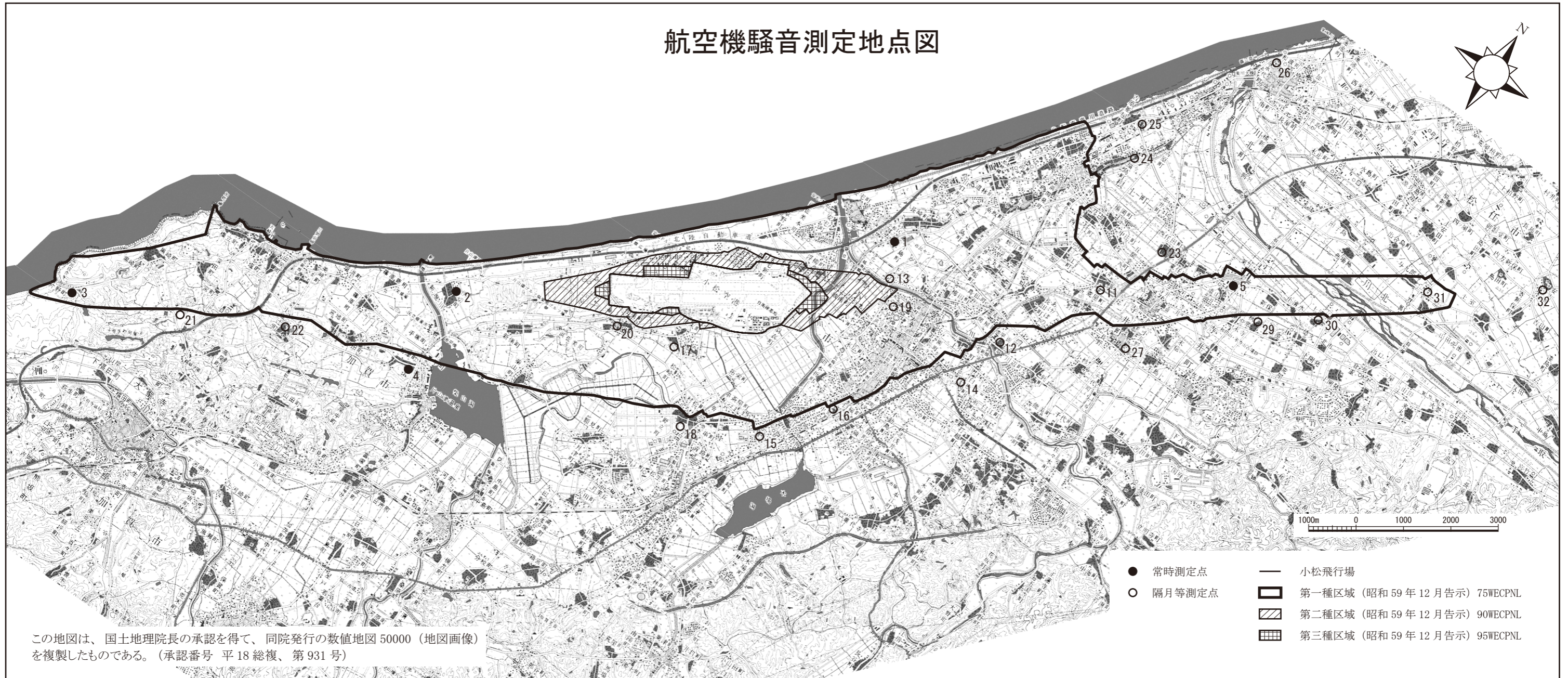
L_i : 1日において暗騒音より 10dB 以上大きい航空機騒音のピークレベルで、第 i 回目に発生したレベル (dB(A))

時間帯補正等価騒音レベル (L_{den})

個々の航空機騒音の単発騒音暴露レベル (L_{AE}) に昼・夕・夜の時間帯補正を加えてエネルギー加算し、1日の時間平均をとってレベル表現したものです。

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + 10^{\frac{L_{AE,dj+5}}{10}} + 10^{\frac{L_{AE,dk+10}}{10}} \right) \right\}$$

航空機騒音測定地点図



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 50000 (地図画像) を複製したものである。(承認番号 平 18 総複、第 931 号)

- 常時測定点
- 隔月等測定点
- 小松飛行場
- 第一種区域 (昭和 59 年 12 月告示) 75WECPNL
- ▨ 第二種区域 (昭和 59 年 12 月告示) 90WECPNL
- ▩ 第三種区域 (昭和 59 年 12 月告示) 95WECPNL

NO.	地点名	NO.	地点名	NO.	地点名	NO.	地点名
①	小松市小島町	⑪	小松市高堂町	18	小松市串町	25	能美市吉原釜屋町
②	加賀市伊切町	12	小松市平面町	⑲	小松市丸の内町	26	白山市美川和波町
③	加賀市片野町	⑬	小松市下牧町	⑳	小松市佐美町	27	能美市大長野町
4	加賀市潮津町	14	小松市白松町	21	加賀市豊町	29	能美市秋常町
⑤	能美市粟生町	15	小松市今江町南	22	加賀市小塩辻町	30	能美市上清水町
		16	小松市大領中町	23	能美市西任田町	⑳	川北町壺ツ屋町
		⑰	小松市日末町	24	能美市福島町	32	白山市安吉町

地点NO. 欄の○は、当該地点が「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条に規定する第一種区域内であることを示す。

小松基地周辺の騒音対策

平成 21 年 3 月発行

石川県環境部環境政策課

〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

電話 (076) 225-1463

F A X (076) 225-1466

Eメールアドレス e170100@pref.ishikawa.lg.jp